坂東市高齢者福祉計画 介護保険事業計画(第5期計画)

(平成24年度~平成26年度)

(素案)

平成 23 年 11 月 坂 東 市

♦♦♦♦♦♦♦♦♦目次 ♦♦♦♦♦♦♦♦♦♦

第1部 総 論	
第1 計画の概要	1
1 計画策定の目的	
2 上位計画等との整合	
3 計画の位置づけ	
4 計画の期間	
5 計画の策定体制	
6 計画の評価・推進	6
第2 高齢者人口・介護サービス等の推移	7
1 高齢者人口と高齢化率の推移	
2 坂東市の人口構造	
3 高齢者のいる世帯の推移	10
4 要支援・要介護認定者の推移	
5 介護サービス利用者の推移	12
6 介護サービス月平均給付費の推移	
7 介護サービス別、年間サービス量の推移	14
8 日常生活圏域	
第3 アンケート調査結果	17
1 調査概要	17
2 一般高齢者調査	
3 在宅介護サービス利用者調査	21
4 施設サービス利用者調査	24
第4 計画の方向性	25
1 基本理念	25
2 施策の体系	26
3 重点施策	
第2部 施 策	
第1 福祉サービスと生きがい対策の充実	
1 福祉サービスの推進	
2 生きがい活動支援	
3 生活環境の整備	
第2 健康づくりと介護予防の推進	
1 介護予防事業	
2 包括的支援事業	
3 任意事業	59

第3 認知症高齢者の支援と高齢者虐待の防止	62
1 認知症対策の推進	62
2 高齢者の虐待防止	63
第4 介護サービスの充実	64
1 介護保険事業の円滑な運営	64
2 介護サービス基盤の整備	66
3 介護保険事業量等の推計	67
4 居宅サービス・介護予防サービス推計	70
5 施設・居住系サービス推計	88
6 介護保険サービス給付費の見込み	95
7 介護保険料の算定	98

第1部総論

第1部総論

第1 計画の概要

1 計画策定の目的

坂東市では、平成 17 年 3 月の合併以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第 3 期計画)、高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 4 期計画)を策定し、介護保険サービスをはじめ、介護予防や生活支援などの保健福祉サービスの提供、生きがい活動など高齢者の生活全般に関わる施策を体系的に推進してきました。その間、本市の高齢化率は平成 23 年度には 22%に達し、団塊の世代が 65 歳以上となる平成 24 年度以降には、増加比率がより大きくなり、平成 26 年度には 25%を超えるものと見込まれています。

このような超高齢社会における高齢者、とりわけ介護を必要とする高齢者の生活を社会 全体で支える仕組みとして、平成12年度に介護保険制度が創設され、高齢者及びその家族 等を支える制度として着実に定着してきました。

しかしながら、利用者の増加に伴い、その費用も増大しており、平成 24 年度以降にはいわゆる団塊の世代が高齢者となるなど、一層の高齢化が見込まれることから、平成 17 年に介護予防重視型のシステムへ転換するなど、制度の持続性の確保や明るく活力ある高齢社会の構築等を目指し、制度全般の見直しが行われました。

また、平成 18 年度からは要介護認定区分も細分化されて要支援 1・2 と要介護 1~5 の 7 段階となり、要支援 1・2 の認定者には、要介護状態への進行防止や「非該当」への改善をめざして、地域包括支援センターによる介護予防プランと介護予防サービス事業所によるサービスが提供される一方、介護状態にならないための、生活機能リスクに対する予防事業も実施しました。

こうした状況を踏まえ、今後も、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等総合的なサービス体系の確立を目指すとともに、第5期(平成24~26年度)においては、この制度の目的等を踏まえ、「在宅福祉サービスの充実」や「地域に根ざした介護予防事業の確立」といった取り組みを、より一層推進することが必要となっています。

「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期計画)」は、坂東市におけるすべて の高齢者が、自宅や地域でいつまでも健康で、安全、安心して暮らせるよう、介護、介護 予防、生活支援などの各種施策、サービスの提供量、提供体制、介護保険財政の安定化の 方策等を示し、市民とともに推進していくことを目的に策定するものです。

2 上位計画等との整合

坂東市総合計画では、「人と自然がおりなす 活力・安心・協働に満ちた坂東市」を将来像として、また、総合計画(後期基本計画)の健康・福祉分野については、「福祉・医療の充実した社会づくり」を基本目標として設定しており、本市の高齢者施策の基本的な考え方と方策を明示しています。

本計画は、坂東市総合計画や福祉関連計画等の基本的考え方を踏まえ、高齢者に関する 専門的・個別的な領域を受け持つとともに、「いばらき高齢者プラン 21」等との連携・整 合性を図っています。

[関連図]

坂東市総合計画 坂東市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画(第5期計画) 坂東市特定健康診査等実施計画 坂東市特定健康診査等実施計画 坂東市障害者計画・障害福祉計画

坂東市健康プラン 21

2

3 計画の位置づけ

この計画は、「坂東市高齢者福祉計画」と「坂東市第5期介護保険事業計画」を一体的に 策定したものであり、本市における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられるも のです。

この両計画の関係について、「坂東市第5期介護保険事業計画」は、「坂東市高齢者福祉計画」の内容と調和を保つとともに、これに包含されるものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する政策全般を策定するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第 1 号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3 年を 1 期として策定するものです。

なお、老人保健事業は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病予防の観点から医療保険者が実施する特定健康診査及び特定保健指導と、「健康増進法」に基づき市町村が実施する健康増進事業となっており、第 4 期計画に引き続き本計画の対象から外しています。

4 計画の期間

「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期計画)」は、平成24年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする3年間の計画です。

計画の基礎となる人口や要介護等認定者数については、介護保険制度改正の基本的な考えとの整合を確保するため、平成26年度まで推計し、3年間の取り組みとして、介護保険サービス量(目標量)等を設定した計画としています。

[計画の期間]

20.000						
平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	
					↓	
第	4期計画期	間			目標年度	
			本計	画期間【第5	期】	

5 計画の策定体制

(1) 計画推進委員会による審議

「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 5 期計画)」の策定にあたっては、「坂東市高齢者保健福祉計画推進委員会、介護保険推進委員会、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会」を設置し、坂東市内の社会福祉関係者、学識経験者、地域市民団体等の代表者に審議をお願いしました。

(2) アンケート調査の実施

一般高齢者及び要介護認定者(在宅及び施設入所者)を対象として、日常生活の状況や 介護保険サービスの利用実態、意向等のアンケート調査を実施し、結果について分析を行 いました。

また、介護保険サービス指定業者を対象として、実情や今後の意向を把握するために調査を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案について広く市民のかたのご意見・ご要望をお聞きするために、パブリックコメントを実施しました。

6 計画の評価・推進

本計画については、毎年、進捗状況を把握するとともに、評価指標を活用して各施策を評価していきます。また、市民参加の組織として、「坂東市高齢者保健福祉計画推進委員会及び介護保険推進委員会」を設置しており、今後とも、計画の進捗状況や評価を委員会に報告し、意見を集約し計画の推進を図ります。

さらに、地域包括支援センターの運営に関する協議を行う「地域包括支援センター運営協議会」、地域密着型サービスに関する協議を行う「地域密着型サービス運営委員会」による審議をもとに計画を推進していきます。

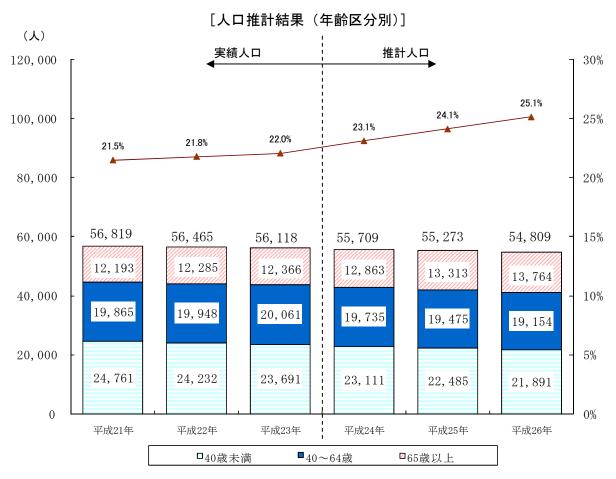
第2 高齢者人口・介護サービス等の推移

1 高齢者人口と高齢化率の推移

人口推計は、平成 21 年から平成 23 年の住民基本台帳を用いたコーホート変化率法により行いました。コーホートとは、同年に出産した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、性別・年齢別変化率、母親の年齢階級別出生率、出生児の男女比などを用いて将来の人口予測を計算する方法です。

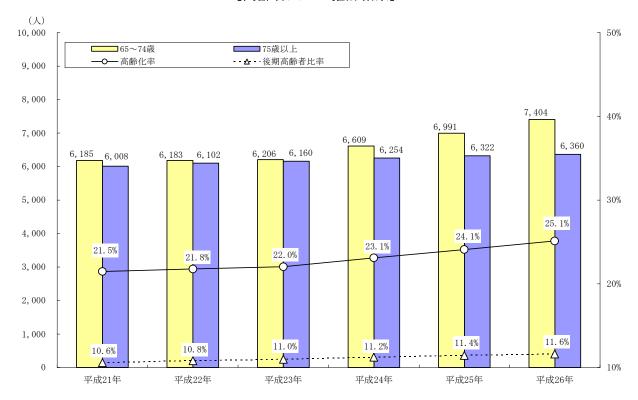
本市の総人口は、平成23年の56,118人から減少傾向のまま推移し、第5期計画の目標年である平成26年では54,809人(2.3%減)と推計されます。

一方、65 歳以上人口は、平成 23 年の 12,366 人から平成 26 年の 13,764 人へと 1,398 人(11.3%) 増加し、高齢化率も 3.1 ポイント上昇して 25.1%となると推計されます。



資料:住民基本台帳 各年10月1日

[高齢者人口の推計結果]



資料:住民基本台帳 各年 10 月 1 日 ※平成 24 年以降には、「団塊の世代」が前期高齢者に加わり、高齢化率が上昇します。

2 坂東市の人口構造

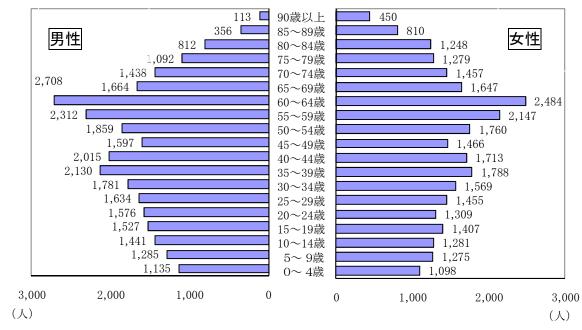
平成 23 年 10 月 1 日の本市の総人口は、56,118 人(男性: 28,475 人、女性: 27,643 人) となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態でみると、中高年期の人口が多く、男女ともに 60~64 歳を中心にふくらみがみられます。

男女別では、75歳以上人口で女性の3,787人に比べ、男性は2,373人と女性の約62.7% となっています。

また、35 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる"つぼ型"に近い形となっています。

[人口ピラミッド (平成 23 年 10 月 1 日現在)]

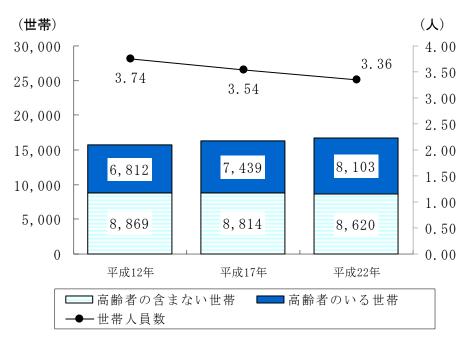


資料:住民基本台帳

3 高齢者のいる世帯の推移

平成 22 年(国勢調査)の坂東市の世帯数は 16,723 世帯、1 世帯当たり人員数は 3.36 人です。世帯数は増加が続いていますが、1 世帯当たり人員数は減少しており、小規模化が進行しています。

平成 22 年の高齢者のいる世帯数は 8,103 世帯(世帯数の 48.5%) と増加が続いています。



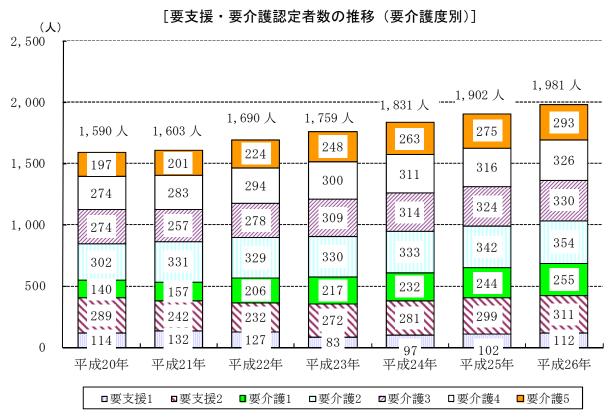
[世帯数と1世帯当たり人員の推移]

資料:国勢調査

4 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数は、平成 23 年 10 月 1 日時点で 1,759 人となっており、第 4 期計画が策定された平成 20 年の 1,590 人と比較すると、169 人(10.6%)の増加となっています。

また、平成 26 年 10 月 1 日時点の要支援・要介護認定者数は、1,981 人を見込んでいます。平成 23 年と比較すると 222 人(12.6%) の増加となっています。



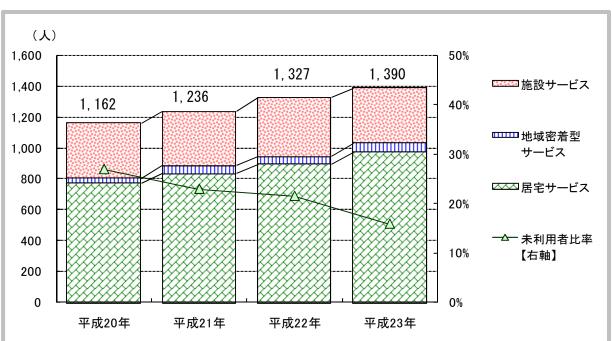
高齢者人口(人) 認定者数(人) 認定率 11, 935 13.3% 平成 20 年 1, 590 平成 21 年 12, 193 1,603 13.1% 12, 285 平成 22 年 1,690 13.8% 平成 23 年 12, 366 14. 2% 1, 759 平成 24 年 12, 863 1, 831 14. 2% 13.313 1.902 14.3% 平成 25 年 平成 26 年 13, 764 1, 981 14.4%

資料:住民基本台帳各年10月1日

5 介護サービス利用者の推移

介護サービスの利用者数は、平成 23 年 10 月 1 日時点で 1,390 人(居宅サービス:975 人、施設サービス:356 人、地域密着型サービス:59 人)となっており、第 4 期計画策定時の平成 20 年 10 月 1 日時点の 1,162 人(居宅サービス:772 人、施設サービス:355 人、地域密着型サービス:35 人)と比較すると、228 人(19.6%)の増加となっています。

居宅サービス利用者、施設サービス利用者、地域密着型サービス利用者ともに増加傾向 にあります。

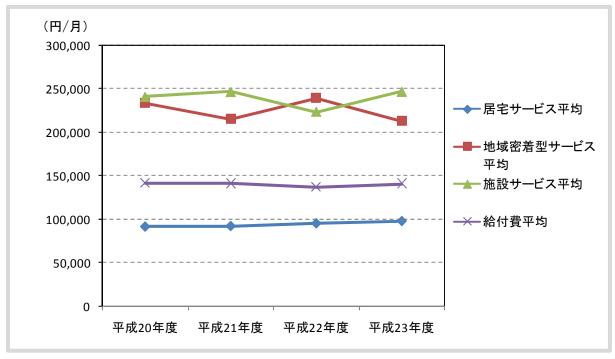


[介護サービス利用者数の推移(各年10月1日時点)]

サービスの種類	第 3 期	第4期			
り一こへの程規	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	
居宅サービス(人)	772	834	896	975	
地域密着型サービス (人)	35	52	48	59	
施設サービス(人)	355	350	383	356	
利用者合計 (人)	1, 162	1, 236	1, 327	1, 390	
未利用者比率	26. 9%	22. 9%	21.5%	21.0%	

6 介護サービス月平均給付費の推移

介護サービスの利用者 1 人当たり年間平均給付費の推移については、平成 23 年度で月平均 140,806 円(居宅サービス:97,820 円、施設サービス:246,595 円、地域密着型サービス:212,850 円)となっており、第 4 期計画策定時の平成 20 年度の 141,343 円(居宅サービス:91,522 円、施設サービス:240,591 円、地域密着型サービス:233,597 円)に対し、この 3 年間で 537 円(0.3%)の減少となっています。



[利用者1人当たり年間平均給付費の推移]

サービスの種類	第3期	第 4 期		
リーころの種類	平成20年度	平成 21 年度	平成22年度	平成 23 年度
居宅サービス平均(円/月)	91, 522	92, 141	95, 191	97, 820
地域密着型サービス平均(円/月)	233, 597	215, 320	239, 449	212, 850
施設サービス平均(円/月)	240, 591	246, 334	223, 199	246, 595
給付費平均(円/月)	141, 343	140, 986	137, 355	140, 806

[※]平成23年度は見込値

7 介護サービス別、年間サービス量の推移

年間サービス給付費については、平成 23 年度で 2,348,646 千円 (居宅サービス: 1,144,494 千円、施設サービス: 1,053,455 千円、地域密着型サービス: 150,698 千円) となっており、第 4 期計画策定時の平成 20 年度の 1,957,751 千円(居宅サービス: 844,297 千円、施設サービス: 1,016,177 千円、地域密着型サービス: 97,277 千円) に対し、この 3 年間で 390,895 千円 (20.0%) の伸びとなっています。

(千円) 2, 348, 646 2,500,000 150% 2, 187, 242 140% 2, 089, 304 1, 957, 751 施設サービス 2,000,000 130% 120% 1,500,000 110% サービス 100% 歴歴日宝サービス 1,000,000 90% 80% 500,000 70% ─── 対前年度比 【右軸】 60% 0 50% 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度

[年間サービス給付費の推移]

※平成23年度は見込値

[年間サービス給付費の推移]

(千円)

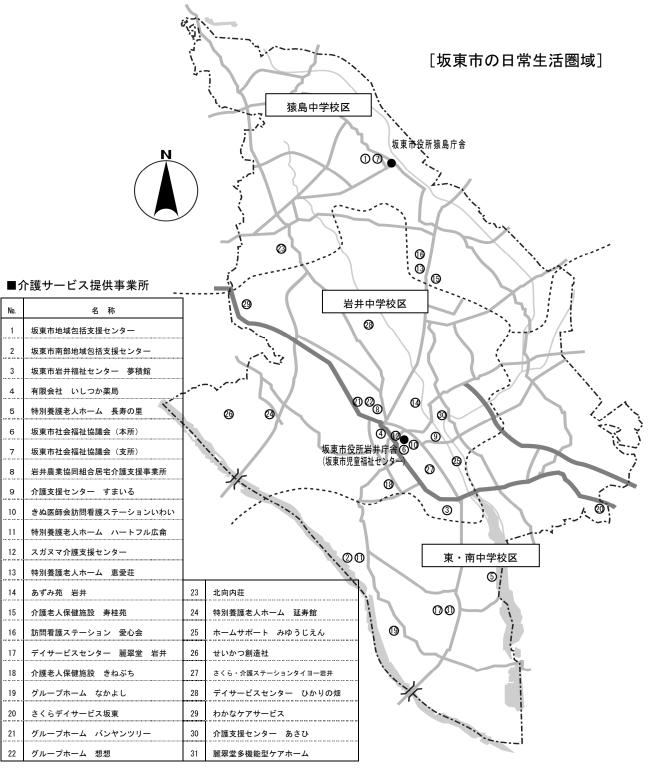
					(十円)
	サービスの話料	第3期		第4期	
	ソーレへの性規	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	訪問介護	107, 391	105, 405	106, 697	110, 839
	訪問入浴介護	平成 20 年度 平成 21 年度 平成 2 107, 391 105, 405 106 16, 228 13, 566 19 23, 412 21, 609 19ション 1, 787 4, 794 4ジョン 136, 000 148, 934 156ジョン 1	19, 296	24, 220	
	訪問看護		19, 796	19, 144	
	訪問リハビリテーション	1, 787	4, 794	4, 694	5, 182
居空	居宅療養管理指導	2, 506	2, 403	2, 557	2, 950
サ	通所介護	290, 048	326, 947	373, 344	448, 677
居宅サービス	通所リハビリテーション	136, 000	148, 934	156, 791	150, 757
こ	短期入所生活介護	96, 426	99, 060	130, 000	151, 163
	短期入所療養介護	15, 812	19, 805	16, 374	12, 530
	特定施設入居者生活介護	3, 532	3, 329	5, 120	12, 291
	福祉用具貸与	46, 614	52, 510	57, 120	65, 505
	特定福祉用具販売	3, 024	3, 885	3, 201	3, 758
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
++ 地	認知症対応型通所介護	1, 022	0	0	0
サ地 サリ サップ	小規模多機能型居宅介護	1, 531	1, 053	0	0
サービス地域密着型	認知症対応型共同生活介護	94, 724	133, 306	137, 922	150, 698
/ 型	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
住宅改修		11, 310	12, 637	10, 566	8, 430
居宅介護	支援	90, 207	105, 459	117, 939	129, 047
サー介	介護老人福祉施設	608, 452	642, 195	625, 905	644, 436
サービ	介護老人保健施設	371, 098	371, 970	391, 434	400, 972
スト院	介護療養型医療施設	36, 627	20, 436	8, 486	8, 047
費用合計		1, 957, 751	2, 089, 304	2, 187, 242	2, 348, 646
			-		

[※]平成23年度は見込値

8 日常生活圏域

本市における日常生活圏域の設定にあたっては、第 4 期計画と同様に旧市町の中学校区を基本に設定します。したがって、旧市町区分と中学校区分を基本に、「岩井中学校区」、「東・南中学校区」、「猿島中学校区」の 3 圏域となっています。

また、市内には、指定を受けた各種の介護サービス提供事業所が整備されています。



資料:厚生労働省介護保険事業者情報 平成24年3月末現在(居宅療養管理指導事業所のみの事業所を除く)

第3 アンケート調査結果

1 調査概要

(1) 調査目的

本調査は、計画期間を平成24年度から平成26年度とする「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期計画)」の策定にあたり、市民の状況・意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査方法

郵送により調査票の配布・回収を実施しました。

(3) 調査期間

平成 23 年 1 月~2 月

(4) 調査対象者と回収結果

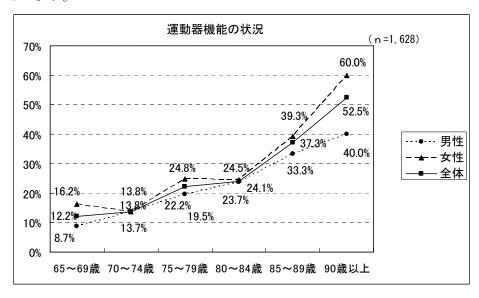
調査目的を踏まえ、調査票3種を用いて調査を実施しました。

調査種別	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者調査	65 歳以上の市民 (無作為抽出)	2, 000 人	1, 628 人	81.4%
在宅介護サービス	要介護(要支援)認定を受け、自宅	703 J	546 J	68.9%
利用者調査	で介護サービスを利用している市民	793 人 546 人		00.990
施設サービス利用	要介護認定を受け、介護保険施設に	392 人	257 人	65. 6%
者調査	入所している市民	392 X	237 人	03.090
	全体	3, 185 人	2, 431 人	76.3%

2 一般高齢者調査

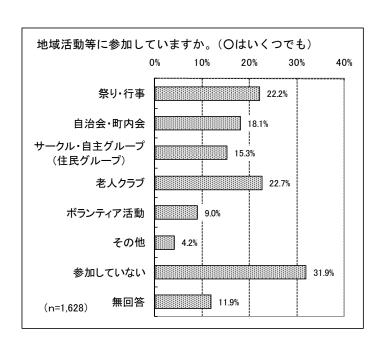
(1) 運動器機能の状況

年齢とともに運動器の機能が徐々に低下しており、性別にみると、男性より女性の低下 者割合が高くなっています。



(2) 地域活動への参加状況

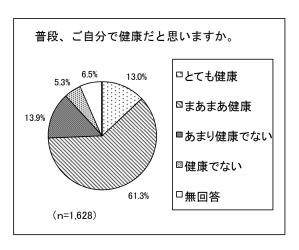
地域活動への参加状況については、「老人クラブ」が 22.7%、「祭り・行事」が 22.2%、「自治会・町内会」が 18.1%、「サークル・自主グループ (住民グループ)」が 15.3%など となっています。なお、「参加していない」との回答が 31.9%となっています。



(3) 健康の状況

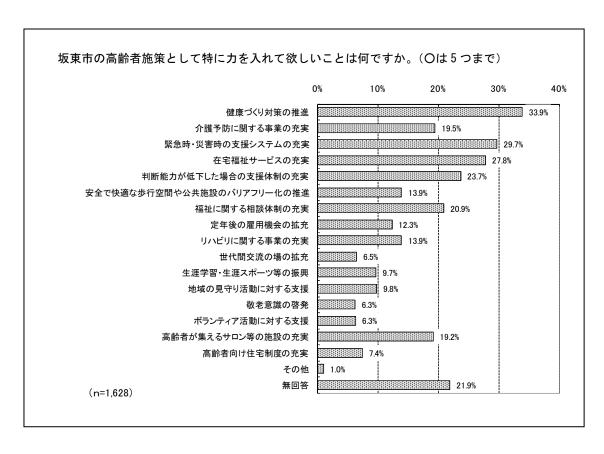
主観的健康感については、「まあまあ健康」との回答が 61.3%で最も多い。「とても健康」 との回答は 13.0%であり、これらを合わせた健康状態が良好と感じている人(健康群)は 74.3%となっています。

一方、「あまり健康でない」は 13.9%、「健康でない」は 5.3%となっており、これらを合計すると(不健康群) 19.2%となっています。



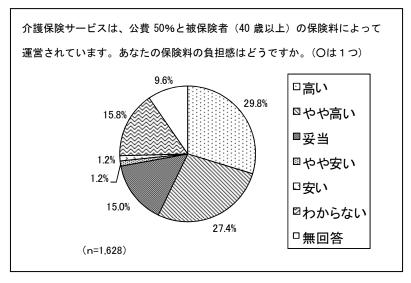
(4) 行政への要望

坂東市の高齢者施策として、特に力を入れて欲しいことは、「健康づくり対策の推進」 33.9%、「緊急時・災害時の支援システムの充実」29.7%、「在宅福祉サービスの充実」27.8%、 「判断能力が低下した場合の支援体制の充実」23.7%などが上位に上げられています。



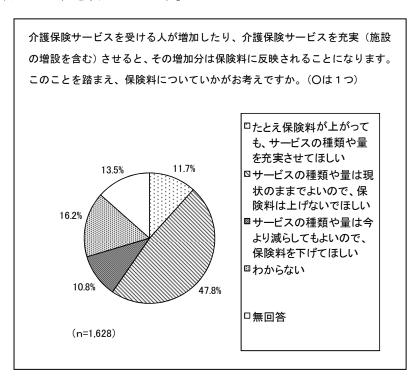
(5) 介護保険料の負担感

介護保険料の負担感については、「高い」の回答は29.8%を占め、「やや高い」の回答は27.4%となっています。



(6) 介護サービスの充実度

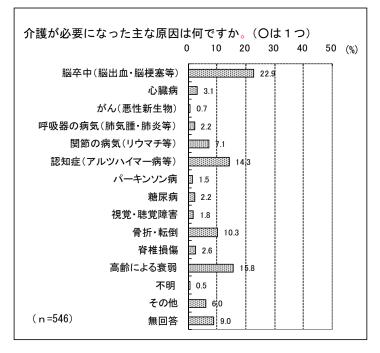
介護サービスの充実については、「サービスの種類や量は現状のままでよいので、保険料は上げないでほしい」の回答は 47.8%を占めています。



3 在宅介護サービス利用者調査

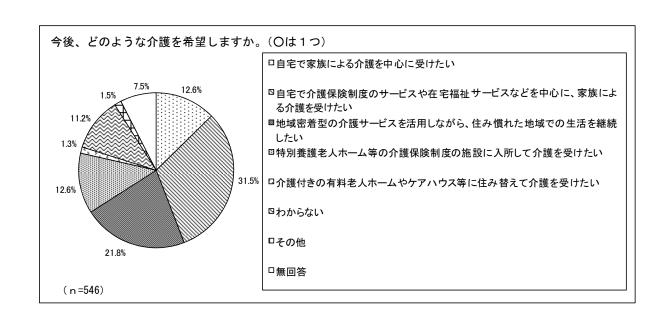
(1) 介護が必要になった原因

介護が必要になった主な原因は、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が 22.9%と多く、次に「高齢による衰弱」15.8%、「認知症(アルツハイマー病等)」14.3%、「骨折・転倒」 10.3%となっています。



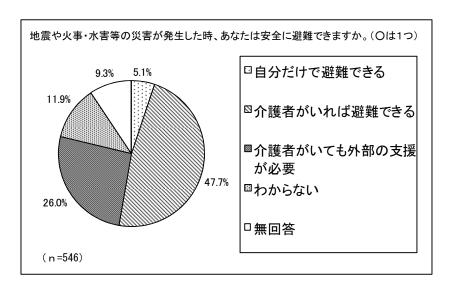
(2) 将来受けたい介護

今後の介護の希望については、「自宅で介護保険制度のサービスや在宅福祉サービスなどを中心に、家族による介護を受けたい」が31.5%で最も多く、以下「地域密着型の介護サービスを活用しながら、住み慣れた地域での生活を継続したい」は21.8%、「自宅で家族による介護を中心に受けたい」及び「特別養護老人ホーム等の介護保険制度の施設に入所して介護を受けたい」がともに12.6%となっています。



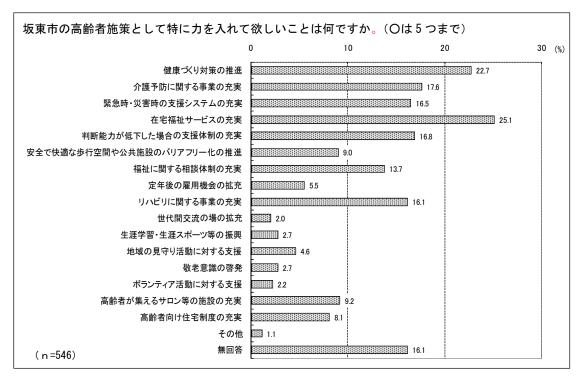
(3) 災害発生時の避難

地震等の災害が発生した時の避難については、「介護者がいれば避難できる」が 47.7% で約半数を占め、「介護者がいても外部の支援が必要」は 26.0%、「自分だけで避難できる」は 5.1%となっています。



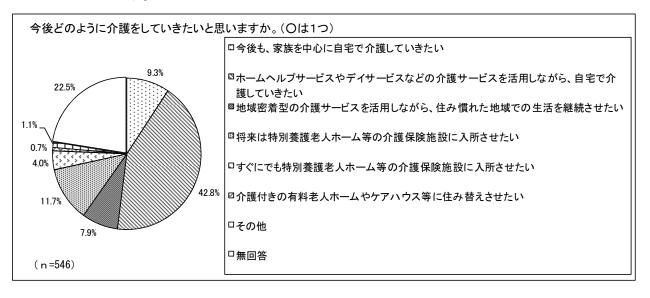
(4) 行政への要望

高齢者施策として特に力を入れて欲しいことについては、「在宅福祉サービスの充実」が25.1%と最も多く、以下「健康づくり対策の推進」22.7%、「介護予防に関する事業の充実」17.6%、「判断能力が低下した場合の支援体制の充実」16.8%、「緊急時・災害時の支援システムの充実」16.5%、「リハビリに関する事業の充実」16.1%と続いています。



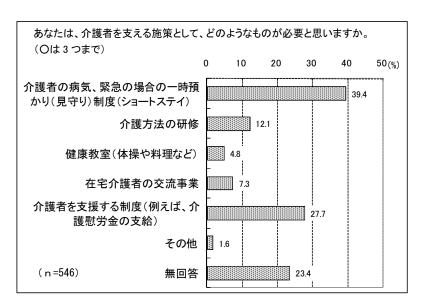
(5) 介護者が思う今後の介護

今後どのように介護をしていきたいと思いますかについては、「ホームヘルプサービスやデイサービスなどの介護サービスを活用しながら、自宅で介護していきたい」が 42.8%と最も多く、次に「将来は特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所させたい」が 11.7% となっています。



(6) 介護者を支える施策

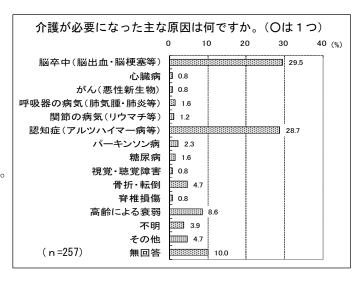
あなたは、介護者を支える施策として、どのようなものが必要と思いますかについて、「介護者の病気、緊急の場合の一時預かり(見守り)制度(ショートステイ)」が39.4%で最も多く、「介護者を支援する制度(例えば、介護慰労金の支給)」27.7%がこれに次いでいます。



4 施設サービス利用者調査

(1) 介護が必要になった原因

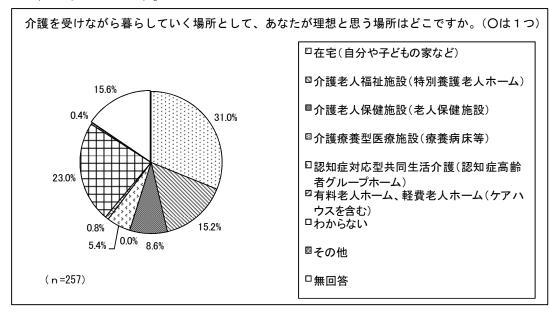
介護が必要になった主な原因については、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」が29.5%と最も多く、次いで「認知症(アルツハイマー病等)」で28.7%となっている。以下「高齢による衰弱」8.6%、「骨折・転倒」4.7%、「パーキンソン病」2.3%となっています。



(2) 介護を受けながら暮らす理想の場所

介護を受けながら暮らしていく場所として理想と思う場所については、「在宅(自分や子どもの家など)」が31.0%と最も多く、以下「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)」15.2%、「介護老人保健施設(老人保健施設)」8.6%、「認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)」5.4%、「有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)」0.8%と続いている。

なお、「介護療養型医療施設(療養病床等)」の回答はなく、また、「わからない」との回答が 23.0%となっています。



第4 計画の方向性

1 基本理念

「坂東市総合計画」では、将来像として「人と自然がおりなす活力・安心・協働に満ちた坂東市」を設定しており、まちづくりの基本的な考え方と方策を明示しています。

この将来像を実現するためには、要支援・要介護認定者のみならず、知識と経験が豊富な一般高齢者が、自宅や地域で生涯にわたり安心して生きいきと暮らし続けることができるよう、総合的な施策を展開していくことが重要です。

本市は、これまでに高齢者福祉サービスや介護保険サービス等総合的なサービスの充実を図ってきましたが、今後は、高齢者の真のニーズを的確に把握し、各種のサービスの充実と共に、在宅福祉サービスや高齢者が健康で生きいきと暮らせるよう、介護予防事業の一層の充実を図り、家族や仲間と支え合いながら、安全で安心して暮らし続けられるまちづくりを目指します。

本計画は、高齢者に関する専門的・個別的な領域を担うとともに、前計画である「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第4期計画)」の基本的考え方や目的等を今後も引き継ぎ、高齢者施策を積極的に展開していくため、「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期計画)」の基本理念を「自宅や地域で安心して生きいきと暮らせるまち」とし、市民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進するものとします。

坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第5期)の基本理念

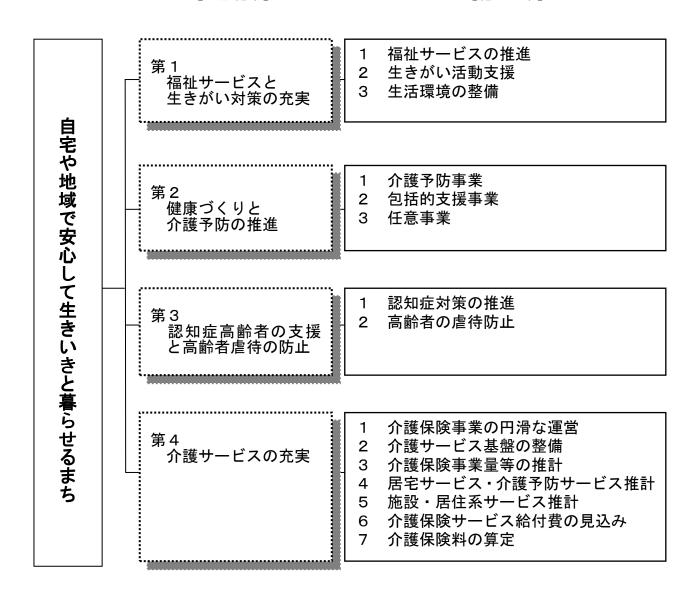
自宅や地域で安心して 生きいきと暮らせるまち

2 施策の体系

本計画の理念を達成するために、次のような体系で施策を展開します。

【重点施策】

【施 策】



3 重点施策

坂東市総合計画をはじめとした他の計画との整合性を図り、取組むべき施策を明らかに するため、計画期間の重点施策を次に示します。

(1) 福祉サービスと生きがい対策の充実

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加が予想されるなか、援助や介護が必要な状態になっても、住み慣れた自宅や地域において、可能な限り自立した生活を継続できるよう、個々の状況に応じた、適切なサービスを提供する必要があります。そのため、円滑に福祉サービスが利用できるよう、周知を図ります。

ひとり暮らし高齢者については、孤独感の解消や緊急時の対応を図るためのサービスも 合せて提供します。

また、高齢期は、身体的な要因や精神的な要因などで、家に閉じこもりがちになり、それが原因で介護や支援を要する状態となるケースもみられるため、生きがいづくりや社会参加に向けた支援は、重要な高齢者施策の一つといえます。就労支援や世代間交流機会の拡充、あらゆる分野でのボランティア活動による社会貢献、地域活動や生涯学習、文化・スポーツ活動等を通じながら生きがいを持って生活できるよう支援します。

(2) 健康づくりと介護予防の推進

健康づくりは、一人ひとりが健康に関心を持ち、実践していくことが、とても大切です。 本市では、「坂東市健康プラン 21」を策定し、地域や家庭における健康づくりに取り組ん でいます。

高齢期に入ると、生活機能の低下が見られたり、疾病にかかりやすくなり、症状の悪化等によっては、介護や支援が必要な状態となるおそれがあります。

平成 24 年以降には、団塊の世代が 65 歳以上の高齢者に仲間入りし、高齢化がさらに進展します。これらの高齢者が要介護状態にならないためにも、介護予防対策は重要な課題となっています。

介護予防対策として、一般高齢者を対象に、介護予防に関する啓発、茨城県や本市で取り組みをしている体操の普及推進などを行います。また、将来、要介護状態になるおそれのある高齢者の把握に努め、運動器の機能の向上や栄養改善を図るなどの介護予防事業を実施します。

(3) 認知症高齢者の支援と高齢者虐待の防止

高齢者介護研究会の報告書によると、平成 42 年には、認知症高齢者が 350 万人を超え、 65 歳以上の高齢者のおおよそ 1 割に達すると推計されています。認知症を予防する取組み や、認知症になった場合の進行させないための支援、家族と自宅で日常生活を送れるよう な支援事業を実施します。

また、高齢者が家族から暴力を受けるなどの、高齢者虐待が社会問題となっています。 今後、高齢者が急増するなか、虐待に関する通報や相談件数の増加が予想されることから、 地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携し、高齢者虐待の防止を図ります。

(4) 介護サービスの充実

高齢化の進展及び高齢者世帯の増加が進んでいます。こうした中で、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた自宅や地域社会で生活ができるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた施策を推進し、質の高いサービスを総合的に提供することができるよう、介護保険制度の円滑な運営や介護サービス基盤の整備を推進します。

介護保険法の基本理念である自立支援をより徹底する観点から、軽度者に対する介護予防サービスを提供できる体制の確保に努めるとともに、介護予防サービスの円滑な運営を図ります。

第2部施策

第2部 施 策

第1 福祉サービスと生きがい対策の充実

1 福祉サービスの推進

高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の増加が予想されるなか、援助や介護が必要な状態になっても、可能な限り自立した生活を継続できるよう、身近に利用できる多様な福祉サービスの提供をしていくとともに、円滑にサービスを利用できるよう、周知を図っていきます。また、ひとり暮らし高齢者の孤独感の解消や緊急時の対応を図るなどの支援事業も実施していきます。

(1) 在宅生活の支援

① 生きがいデイサービス事業

現状と課題

介護保険要介護認定の結果、非該当となったが、身体が虚弱状態にあるため日常生活に 支障のある高齢者を対象に、施設通所による生活指導、日常動作訓練等の各種サービスを 提供することにより当該高齢者の孤立感の解消、心身機能の維持向上を図っています。

対象者	介護保険に認定されないおおむね 65 歳以上の者で、虚弱状態のかた
利用料	1 日当たり 557 円、食事代 530 円、その他の加算あり(希望による)

[※]平成23年度現在

[生きがいデイサービス事業の実績]

EZ.	/\	実績値		
	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者	f数(人)	1	1	2

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

介護保険サービスの普及とともに、利用者は少ないが、今後も高齢者の生きがいづくり と介護予防のため事業を継続します。

[生きがいデイサービス事業の見込み]

		見込値		
区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人	()	3	3	3

② 在宅福祉サービスセンター事業

現状と課題

在宅福祉サービスは、社会貢献を希望する人が協力会員として登録し、家事援助を必要とする利用会員に対してサービスを有償で提供する住民参加型の活動です。主に高齢や病気などの理由により会員登録をされ、調理・洗濯・掃除などの家事援助などを利用されていますが、利用会員、協力会員ともに少ない状況です。

事業は、社会福祉協議会に委託し実施しています。

利用会員の希望に応じた多様なサービスを提供していくためには協力会員の確保が課題となっています。今後は、協力会員確保や広報活動を強化していく必要があります。

対象者	家事援助等が必要なかた		
ゼロロか	年会費 1,000 円、サービス料 1 時間 600 円~800 円(時間帯や曜		
利用料	日により異なる。)		

[※]平成23年度現在

[在宅福祉サービスセンター事業の実績]

Б . Д	実績値		
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
協力会員(人)	32	24	23
利用者数(人)	38	32	33
利用延時間数(時間)	2, 621	1, 964	2, 178

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

高齢者の日常生活を支援するため、事業の周知に努め、利用会員・協力会員の増加を図ります。

[在宅福祉サービスセンター事業の見込み]

	見込値		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
協力会員(人)	28	31	35
利用者数(人)	35	36	38
利用延時間数(時間)	2, 310	2, 376	2, 508

③ ホームヘルプサービス事業(軽度生活援助)

現状と課題

介護保険要介護認定の結果、非該当となったひとり暮らしや身体が虚弱状態にあるため 日常生活に支障のある世帯を対象に、ホームヘルパーを派遣し、自立生活を維持できるよ う、買物の代行や洗濯など軽易な日常生活上の援助を行います。

事業は社会福祉協議会に委託し実施しています。

利用状況については、介護保険サービスの普及により利用者が少ない状況にあります。

対象者	日常生活を営むのに支障があるおおむね 65 歳以上の者のいる世
	帯であって、介護保険に認定されない場合
利用料	1 時間以内 308 円、1 時間を超え 2 時間以内 616 円

[※]平成23年度現在

[ホームヘルプサービス事業の実績]

- IZ	分	実績値		
区		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)		11	7	5
利用延時間数(時間)		498	345	355
延サービス	スロ数(回)	428	236	238

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

高齢者の日常生活を支援するため、事業を継続します。

[ホームヘルプサービス事業の見込み]

D.	分	見込値		
区		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)		6	6	6
利用延時間数(時間)		480	480	480
延サービス[回数(回)	240	240	240

④ 高齢者ショートステイ事業

現状と課題

介護保険要介護認定の結果、非該当となった高齢者を特別養護老人ホーム等の施設に一時的に入所させ、介護者家族の負担軽減を図っています。入所の要件は、介護者の病気や 冠婚葬祭等の社会的理由、介護疲れ・虐待等の理由により居宅での介護が困難な場合とします。

対象者	65歳以上在宅で家族の介護を受けている者等で介護認定非該当
利用料	1 日 514 円、食事代は実費

[※]平成23年度現在

[高齢者ショートステイの実績]

	分	実績値		
区		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)		0	0	3
延日	数(日)	0	0	21

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

介護保険サービスの普及で利用は少ない状況にありますが、介護者を支援する観点から 事業を継続します。

[高齢者ショートステイの見込み]

. □	分	見込値		
区		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)		3	3	3
延日	数(日)	21	21	21

⑤ ねたきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業

現状と課題

在宅で生活する常時おむつを使用する高齢者に対し、紙おむつ購入助成券を交付し、当該高齢者家族の経済的負担の軽減を図っています。急速な高齢化の進展と事業の普及に伴い、利用対象者が年々増加しています。

対象者	在宅で生活するおおむね 65 歳以上のねたきり高齢者及び重度の
	認知症高齢者で、介護保険要介護3以上の市民税非課税者等
助成額	1,250 円の紙おむつ購入助成券 月2枚(年間24枚まで)

[※]平成23年度現在

[ねたきり高齢者等紙おむつ購入費助成の実績]

区 分	実績値		
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)	315	330	340
助成券(枚)	4, 739	5, 232	5, 389

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

在宅でのねたきり高齢者を介護する家族の負担軽減を図る観点から事業を継続します。

[ねたきり高齢者等紙おむつ購入費助成の見込み]

D.	分	見込値		
区		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)		357	375	394
助成券(枚)		5, 658	5, 940	6, 237

⑥ 理髪サービス事業

現状と課題

在宅で生活するねたきり及び重度の認知症の高齢者等に対し、理髪サービス利用券を交付し、出張理美容サービスを行っています。外出困難な高齢者の快適な生活に寄与するとともに介護者家族の負担軽減を図っています。

	在宅で生活するおおむね 65 歳以上のねたきり高齢者及び重度の
対象者	認知症高齢者等で、理美容師が理容可能と認めたもので、介護保
	険要介護 3 以上の市民税非課税者等
助成額	2,000 円の理髪サービス利用券 年間 6 枚

[※]平成23年度現在

[理髪サービス事業の実績]

区	分	実績値		
区		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)		120	83	108
助成券(枚)		219	300	350

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

在宅でのねたきり高齢者を支援する観点から事業を継続します。

[理髪サービス事業の見込み]

	分	見込値		
<u>X</u>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)		140	182	236
助成券(枚)		455	591	768

⑦ 緊急通報システム事業

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、急病、事故等の緊急時の際、西南広域市町村圏事務 組合消防本部に瞬時に通報できる緊急通報装置を貸与しています。

緊急通報装置設置により、日常生活の緊急事態における不安を解消し、緊急時の速やかな救護を行うため、地域の民生委員や近隣住民のかたの協力を得て実施しています。

対象者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等
設置料	所得状況により費用の一部負担あり

[※]平成23年度現在

[緊急通報システム事業の実績]

D	分	実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者	数(人)	147	173	179

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

ひとり暮らし高齢者の日常生活支援の観点から事業を継続します。

[緊急通報システム事業の見込み]

[]	分	見込値		
<u>X</u>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用	者数(人)	196	213	230

⑧ 高齢者歩行補助車購入助成事業

現状と課題

高齢者の外出を支援するため、常時つえ等を必要とするかたに高齢者歩行補助車の購入 価格の一部を助成しています。

対象者	70歳以上の者で常時つえ等を必要とし、市税等を滞納していない者
助成額	補助対象経費のうち2分の1以内 (限度額6,000円)

[※]平成23年度現在

[高齢者歩行補助車購入助成事業の実績]

区	分	実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者	皆数(人)	66	71	90

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

介護予防、閉じこもり予防の観点から事業を継続します。

[高齢者歩行補助車購入助成事業の見込み]

5	Δ	見込値		
×	分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利	用者数(人)	98	106	115

⑨ 福祉電話設置事業

現状と課題

おおむね 65 歳以上の低所得のひとり暮らしの高齢者及び身体に障がいのあるかたに対して、福祉電話を設置しています。設置費用は市が負担し、維持管理費用は借受人が負担します。新たな希望者は、携帯電話等の普及により横ばいの状況です。

平成 23 年 10 月現在の利用者は 17 人です。

対象者	一人暮らしのおおむね 65 歳以上の者または難聴者及び外出が困 難な重度の身体障がい者	
設置料	無料 (基本料金や通話料金は借受人負担)	

[※]平成23年度現在

施策の方向

ひとり暮らし高齢者等の日常生活を支援するため事業を継続します。

⑩ 福祉タクシー利用料金助成事業

現状と課題

医療機関への通院又は機能回復訓練機関等への通所等に要するタクシー料金の一部(初乗り料金)を助成しています。交通手段を持たないかたの外出を支援することにより、日常生活の便宜を図っています。

+1. #. +V.	65 歳以上のひとり暮らし高齢者、交通手段を持たない 75 歳以上		
対象者の高齢者のみ世帯の者等			
出出婚	初乗り料金 福祉タクシー利用券1ヶ月2枚交付 (年間24枚		
助成額	まで)		

[※]平成23年度現在

[福祉タクシー利用料金助成事業の実績]

区	/\	実績値		
	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数(人)		220	201	219
助成券(枚)		3, 125	3, 535	3, 867

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

交通手段のない高齢者の外出を支援するため、事業を継続します。

[福祉タクシー利用料金助成事業の見込み]

豆 八	見込値		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	239	261	285
助成券(枚)	4, 230	4, 627	5, 061

① ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業

現状と課題

ひとり暮らしの高齢者に対して、乳製品を配布することにより孤独感の解消及び安否の 確認を行っています。ひとり暮らしの高齢者の増加により、希望者が年々増えています。

対象者	おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者
配達日	週2回 1回につき乳製品2本
利用料	無料

[※]平成23年度現在

[愛の定期便事業の実績]

Ω.	分	実績値		
<u>X</u>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者	数(人)	260	267	259

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

高齢者の孤独感の解消や安否確認のため、事業を継続します。

[愛の定期便事業の見込み]

<u> </u>		見込値		
区 分	71	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)		264	269	274

② 高齢者配食サービス事業

現状と課題

調理が困難なひとり暮らしの高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、高齢者等の自立と生活の質の確保を図っています。

民間事業者に委託し栄養のバランスのとれた食事の宅配を実施し、併せて安否確認を行っています。

	居宅サービス計画又は介護予防プランにおいて、サービスの提供
対象者	が適切であると認められるおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高
	齢者、高齢者のみの世帯等
配達日	週3回を限度(昼食のみ)

[※]平成23年度現在

[高齢者配食サービス事業の実績]

Б	実績値		
区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数 (人)	24	32	37
延サービス提供量(食)	2, 367	2, 330	2, 690

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

食事の調理が困難な高齢者等の在宅支援を行うために事業を継続します。

[高齢者配食サービス事業の見込み]

区 分		見込値	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数(人)	42	47	52
延サービス提供量 (食)	3, 050	3, 410	3, 770

③ 高齢者地域支援体制評価事業(心配ごと相談事業)

現状と課題

日常生活上の悩みや困ったことなどの様々な相談に福祉行政経験者や民生委員などの相談員が交代で応じています。事業は、社会福祉協議会に委託し、地域の生活を支援しています。地域包括支援センターでも相談に応じているため、利用者は少ない状況です。

対象者	市民
相談料	無料
相談日	原則月4回火曜日(本所=第1・3火曜日、支所=第2・4火曜日)

[※]平成23年度現在

[高齢者地域支援体制評価事業(心配ごと相談事業)の実績]

	分	実績値		
<u>X</u>		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数	汝(件)	26	25	28

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

利用が少ないため、事業の周知を図るとともに、高齢者等の日常生活を支援するため事業を継続します。

[高齢者地域支援体制評価事業(心配ごと相談事業)の見込み]

l o	分	見込値		
<u>X</u>		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実利用者数	(件)	30	30	30

(4) 地域ケアシステム推進事業

現状と課題

生活課題を抱えた高齢者や障がい者等に必要なサービスを提供するため、地域ケアコーディネーターが中心となり、保健・医療・福祉分野の関係者で構成される在宅ケアチームを編成し、支援する体制として、地域ケアシステム(地域ケアセンター)を社会福祉協議会へ委託し、整備しています。

在宅ケアチーム数は、年々増加しており、支援体制を強化していく必要があり、地域包括支援センターとの一体的な運営を行っています。

[地域ケアシステム推進事業の実績]

D	分	実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
在宅ケア (チー		306	312	320

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後も地域包括支援センターなどと連携を図りながら、生活課題を抱えた高齢者等の把握に努めるとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

[地域ケアシステム推進事業の見込み]

区	分	見込値		
E E		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
在宅ケアチーム数		330	340	350
(チーム)		330	340	350

(2) 家族介護者支援

① 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業

現状と課題

在宅のねたきり高齢者又は認知症高齢者を介護しているかたに介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報いるとともに高齢者の扶養意識の高揚、福祉の増進を図っています。

対象者	在宅で要介護3以上と認定された65歳(6月1日現在)以上の者を 既に6ヶ月以上介護している者
支給額	年間 20,000 円

[※]平成23年度現在

[在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業の実績]

DZ.		実績値		
区	分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
支給者数	女(人)	175	184	217

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

在宅のねたきり高齢者等の介護者支援のため、事業を継続します。

[在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業の見込み]

	分	見込値		
区		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
支給者数	(人)	256	302	356

② 徘徊高齢者家族支援サービス事業

現状と課題

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、 徘徊高齢者の安全と保護を支援しています。

公布 少	徘徊高齢者を在宅で介護している者であって、徘徊高齢者を保護
対象者	することのできる者
利用料	基本料金 月額 525 円
	情報取得料 電話使用 210円/回
	インターネット使用 105 円/回
	緊急対処員派遣料 10,500 円/回

[※]生活保護法による被保護者世帯又は世帯全員が市民税非課税の世帯は無料 ※平成 23 年度現在

[徘徊高齢者家族支援サービス事業の実績]

.	分	実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	(人)	3	3	3

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

徘徊高齢者の安全の確保と介護者支援の観点から事業を継続します。

[徘徊高齢者家族支援サービス事業の見込み]

ঘ	Λ.	見込値		
区	分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	改(人)	5	5	5

(3) 施設の利用

① 福祉センター

福祉センターは、地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉の増進及び福祉 意識の高揚を図るための施設として利用されています。

本市は、「岩井福祉センター(夢積館)」と「猿島福祉センター(ほほえみ)」の2か所があります。

保健師や社会福祉協議会、地域のボランティア等と連携した疾病予防や介護予防に関する教室の開催及び高齢者の自発的な活動の場として活用を図ります。

② 保健センター

保健センターは、市民の生涯にわたる健康づくりの拠点として、健康診査や健康相談、 健康教室等の保健サービスを総合的に提供しています。

本市は、「岩井保健センター」と「猿島保健センター」の2か所があります。

今後とも、健康づくりの拠点として、健康づくり推進協議会や食生活改善推進協議会など地域の協力団体と連携を強化し、高齢者の健康づくりを支援します。

(4) 高齢者の権利擁護

① 日常生活自立支援事業

社会福祉協議会では、認知症高齢者などが適切なサービスを利用し、地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用手続に関する相談や代行、金銭管理、書類預かりなどの日常生活上の手続援助を行っています。

今後も、日常生活自立支援事業を普及・啓発し、認知症高齢者など判断能力が低下した かたの権利擁護と福祉サービスの充実を図ります。

サービス名	内 容
	・福祉サービス等の情報提供、相談
ー 福祉サービス利用援助	・福祉サービスの申込手続の同行・代行・契約の締結等
	・入所、入院している施設や病院のサービス利用に関する相談
	・福祉サービスに関する苦情解決制度の利用支援
	・福祉サービス利用料支払代行
口类的人铁英田	・年金、福祉手当の受領に必要な手続
日常的金銭管理	・税金や社会保険料、電気、ガス、水道等の公共料金の支払
	・預貯金の出し入れ、預金の解約の手続
書類等預かりサービス	・通帳やハンコ、証書等の書類の預かり
口労生活に立西も東欧	・住宅改修や居住家屋の賃借に関する相談
日常生活に必要な事務	・住民票の提出等に関する手続
手続サービス	・商品購入に関する簡易な苦情処理制度の利用手続

2 生きがい活動支援

高齢者がいきいきと安心して生活を営むためには、健康で生きがいを持ち、多様な社会 活動に参加することが重要となります。

そのため、高齢者の社会参加を促し、閉じこもりの防止や孤独感の解消を図るとともに、 生きがいと健康づくりの推進を図るため、地域活動や生涯学習、就業などの機会の提供や 自主的な活動に対し、支援します。

(1) 高齢者の主体的活動の支援

① 老人クラブ活動の支援

現状と課題

本市には、各地域に老人クラブがあり、社会奉仕活動、健康づくり運動やグラウンドゴルフなどのスポーツ活動、趣味の活動、小学校との交流活動などの自主活動を展開しています。

気の合う仲間同士で趣味やスポーツに打ち込む人が増え、老後の過ごし方が多様化する 中で、老人クラブへの入会者が減少傾向にあります。

今後とも、高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させるため、老 人クラブの自主的活動を支援するとともに、身近な地域での介護予防活動を促進します。

[老人クラブの実績]

Б. Л	実績値			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
60 歳以上人口(人)	16, 603	17, 140	17, 558	
老人クラブ数	101	96	93	
会員数 (人)	5, 232	4, 827	4, 590	

[※]人口は10月1日現在

施策の方向

老人クラブは 60 歳から入会可能となっており、今後も老人クラブの活動に補助金を出すなどの支援をします。

[老人クラブの見込み]

区分	見込値			
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
60 歳以上人口(人)	17, 961	18, 269	18, 513	
老人クラブ数	93	93	93	
会員数(人)	4, 450	4, 320	4, 190	

② 高齢者の社会活動の促進

現状と課題

高齢者が地域の祭りや行事、自治会、サークル活動、ボランティア活動など多様な社会活動に参加することが大切です。また、高齢者が豊富な経験や培ってきた技能、取得した資格などを生かして、指導者や講師として、地域において活躍されることが期待されています。

施策の方向

高齢者の地域に根ざした活動の場の確保を始め、自主的な社会活動等を支援します。

(2) 高齢者の生涯学習活動

① 生涯学習活動やスポーツ活動の推進

高齢期の学習活動やスポーツ活動は、自己啓発の向上だけでなく、仲間づくりや健康づくり、生きがいづくりなどの意義を持っています。

本市には、公民館、図書館、市民音楽ホール、資料館、体育館など多くの生涯学習施設やスポーツ施設が学習機会や文化・スポーツ事業などを提供しています。また、社会福祉協議会でも高齢者のスポーツ活動や文化活動を支援しています。

本市では、市民の健康増進に寄与するため、誰もが気軽に取り組める体操を制作し、市民に広く普及促進することになりました。

特に、高齢者に親しみやすい体操であり、介護予防の観点から関係機関や団体等と連携を図りながら普及に努めます。

(3) 高齢者の就労促進

① シルバー人材センター

現状と課題

シルバー人材センター事業は、地域の定年退職等された高齢者に臨時的かつ短期的又は その他の軽易な業務に係る就業機会の確保・提供を通じて、高齢者に生きがいを見出し、 健康と福祉の増進及び地域社会の活性化に寄与するとともに社会参加の促進を図っていま す。会員数、受注件数は年々増加傾向にあります。

今後も、センターでは、行政・民間事業所・一般家庭より高齢者に適した様々な仕事を 請け負い、会員に就業機会を提供します。

[シルバー人材センターの実績]

区分	実績値		
区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
会員数(人)	430	462	480
就業実人数(人)	352	368	384
年間就業率	81.9%	79. 7%	80.0%
延べ就業人数(人)	40, 825	42, 213	42, 500
受注金額(千円)	195, 460	203, 525	205, 000

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

高齢者の就業機会の確保、及び生きがいづくりを支援するため、事業を継続します。

[シルバー人材センターの見込み]

	見込値		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度平成 26 年度52555043046081.9%83.6%46,87548,000	
会員数(人)	500	525	550
就業実人数(人)	400	430	460
年間就業率	80.0%	81.9%	83.6%
延べ就業人数(人)	45, 000	46, 875	48, 000
受注金額(千円)	215, 000	225, 000	230, 000

(4) 敬老事業・長寿顕彰事業

① 敬老祝金支給事業

現状と課題

本市に居住する高齢者に対し、敬老の意を表し、敬老祝金を支給しています。毎年8月1日現在、市内に住所を有する高齢者のかたに対し、地区民生委員のご協力をいただき支給しています。

公布 之	毎年8月1日現在で当該年度中に77歳若しくは88歳又は99歳
対象者	に達する者で、市税等を滞納していない者
	77 歳(喜寿) 10,000 円
支給額	88 歳(米寿) 30,000 円
	99 歳(白寿) 50,000 円

[※]平成23年度現在

[敬老祝金支給事業の実績]

区分		実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
		77 歳:492	77 歳:466	77 歳:467
支給者数	(人)	88 歳:201	88 歳:176	88 歳:239
		99 歳: 9	99 歳: 6	99 歳: 9

[※]平成23年度現在

施策の方向

長寿を祝福し、敬老の意を表すために、事業を実施します。

[敬老祝金支給事業の見込み]

豆 八		見込値		
区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	77 歳:507	77 歳:494	77 歳:564	
支給者数(人)	88 歳:226	88 歳:279	88 歳:323	
	99 歳: 17	99 歳: 16	99 歳: 29	

② 敬老会事業

現状と課題

多年にわたり地域社会の発展に貢献してきたことに敬意を表して、長寿を祝福する敬老会を開催しています。

敬老会に参加しやすいように、平成 21 年度から会場を 2 か所として開催しています。 式典においては、米寿等長寿者の敬老を祝し、褒状と記念品を贈呈しています。また、 会場準備や式典のアトラクションに多数の中学生や市民ボランティアのかたの協力を得て、 実施しています。

対象	象者	8月1日現在で、年度内に 75 歳以上に達する者
開催日 敬老の日等		敬老の日等
\triangle	1 18	岩井会場=岩井体育館
会	場	猿島会場=猿島体育館
		対象者全員に敬老祝品を進呈(事前配付)
内	숬	式典の開催
内 容		米寿等長寿者に顕彰状を贈呈
		市民ボランティアによる演芸の披露等

[※]平成23年度現在

[敬老会事業の実績]

区 分			実績値		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
対象者数	改(人)	6, 347	6, 444	6, 545	
出席者数	改(人)	1, 656	1, 541	1, 615	

施策の方向

長寿を祝福し、敬老の意を表すために、事業を継続します。

[敬老会事業の見込み]

区分		見込値	
分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
対象者数(人)	6. 725	7, 258	7, 823
出席者数(人)	1, 693	1, 774	1, 859

3 生活環境の整備

高齢者のみ世帯、ひとり暮らし高齢者、援助を必要とする高齢者まで、すべての高齢者が、日常生活を送るのに便利で安全な環境が求められています。

援助が必要な高齢者の住まいを確保するとともに、生活機能に衰えのある高齢者の転倒防止の観点から段差の解消等を推進することが必要となります。

また、高齢者が安全に安心して生活することができるよう、災害避難支援体制の見直しや交通事故防止に努めていく必要があります。

(1) 高齢者の住まいの確保

① 養護老人ホーム

養護老人ホームは、65歳以上の高齢者が環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者が市の措置により入所する施設です。

平成23年10月末現在、12人の高齢者が利根養護老人ホームに入所しています。

② 軽費老人ホーム・ケアハウス

ケアハウスは、身体機能の低下や独立して生活することに不安がある高齢者が入居しています。

市内には、施設内で生活全般のサービスを提供するケアハウスが 1 か所あり、入所者は 介護保険における施設・居住系サービスを利用しながら生活を継続することになります。

③ 高齢者対応のバリアフリー住宅

市内には、市営住宅などの公営住宅があります。

平成 23 年度で、178 戸の市営住宅のうち、66 戸がスロープの設置や段差の解消など高齢者や障がい者の生活に配慮したバリアフリー対応の住宅になっています。

4 住宅相談、情報提供

民間における住宅供給に対しても、高齢者対応住宅の普及を促進し、高齢化しても住み 慣れた地域での生活を継続できるよう、住宅相談体制を整備するとともに、住宅改修など に関する情報提供を進めます。

(2) 高齢者に配慮したまちづくり

① 公共施設等のバリアフリーの推進

本市では高齢者や障がい者にとって住みよいまちづくりを推進するため、公共施設の改善及び整備を行ってきました。

今後も高齢者や障がい者、子どもなど誰にとっても使いやすく整備されたまちづくりを 進めるため、ユニバーサルデザイン化を推進します。

② 交通環境の整備

交通手段を持たない高齢者を支援するため、これらのニーズに対応した、利便性の高い 公共交通体系の確立を図ります。

(3) 安全に暮らせるまちづくりの推進

① 市民によるサポート体制の確立

災害が発生した場合、要介護認定を受けた高齢者や、自力で避難等が難しいかたに対する支援が必要です。避難勧告などの情報の伝達や避難が確実に行われる必要があります。 坂東市地域防災計画に基づき、民生委員や地域住民による避難支援体制が重要となります。

② 災害時要援護者に配慮した避難場所の確保

高齢者の避難生活については、特別の配慮が求められます。特に、要介護認定を受けた 在宅高齢者などの避難場所の確保は重要であります。東日本大震災や大水害などの災害を 踏まえ、避難場所の見直しを行います。

③ 防災知識の普及・啓発

高齢者が火災等の災害発生時に身を守るため、高齢者等に対し、避難、初期消火及び消防署への通報の仕方などの普及啓発に努めます。また、火の取扱いについての安全指導を 実施し、火災の未然防止に努めます。

④ 高齢者の交通安全

本市においても車両交通の増加に伴い、交通環境は年々悪化しています。茨城県警察本部の統計資料によると平成22年度の茨城県の交通事故による死者は、205人で、そのうち高齢者が約半数にあたる102人となっています。高齢者の交通事故防止は、道路環境の改善とともに、交通安全に対する啓発が重要になってきており、老人クラブや敬老会などにおいて、周知に努めます。

⑤ 高齢者の防犯対策の推進

振り込め詐欺や悪質な訪問販売によるリフォーム工事など高齢者が被害者となる様々な 犯罪が発生している中、特に、ひとり暮らし高齢者等の被害を未然に防止することが重要 になっているため、今後も啓発や関係機関との協力のもと地域住民と連携した防犯活動の 充実を図ります。

⑥ 消費者保護

茨城県消費者センターが発行する「高齢者見守りハンドブック」によれば、県消費生活センターに寄せられた苦情相談件数全体では、平成16年度をピークに5年連続で前年度を下回る傾向にあるのに対し、70歳以上の高齢者が契約の当事者である相談件数は、増加傾向にあります。

このような状況から市の消費生活センターを中心に、消費者相談の実施や情報提供、啓発活動を進めます。また、民生委員、地域住民の協力等地域ぐるみで被害を未然に防止できる体制づくりを推進するとともに、判断能力に不安のある高齢者へは、日常生活自立支援事業や成年後見人制度の紹介なども行います。

第2 健康づくりと介護予防の推進

1 介護予防事業

(1) 介護予防一次予防事業

第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわるかた(家族、民生委員、ボランティア等)を対象に、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的に活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的として事業を実施するとともに、事業に関する評価も行います。

※一次予防事業は、一般高齢者を対象に実施します。

① 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する普及啓発のためのパンフレット等の作成・配布、介護予防教室の開催などを行います。

現状と課題

介護予防に向けた取り組みに対する関心は高くなっていますが、さらなる参加を促すための工夫が必要です。

施策の方向

介護予防に対する啓発を推進します。

② 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関する知識や技能の習得を実施し、介護予防に関する指導的役割を担うことのできる人材を養成し、地域において効果的に活躍できるように取り組みます。

現状と課題

坂東市いきいきヘルス体操の普及に努めており、また、それを普及・指導する指導士の 養成講習も開催します。

施策の方向

老人クラブ、スポーツクラブ、社会福祉協議会、公民館、地域活動組織等の関係機関との連携を図りながら、体操の効果的な普及に努めます。

(2) 介護予防二次予防事業

二次予防事業対象者に対し、通所又は訪問により、要介護状態となることの予防を目的 として介護予防に資する事業を実施します。また、事業に関する評価も行います。

※二次予防事業対象者とは、要支援・要介護状態に移行するおそれのある高齢者を指します。

① 二次予防事業対象者把握事業

二次予防事業対象者を把握するために、介護保険第 1 号被保険者(要支援、要介護認定を受けているかたを除く。)を対象に、基本チェックリスト(日常生活で必要となる機能を確認)を発送・回収し、二次予防事業対象者を選定します。

現状と課題

平成 22 年度までは、特定健診や 75 歳以上健診にて、生活機能評価から特定高齢者を把握していましたが、平成 23 年度から把握方法を変えたことにより、対象者をより多く把握できました。しかし、基本チェックリストの回収は、少ない状況にあります。

1 — VD -X	防事業対象者把握事業の実績]
1 // 77	1/7 事 丰 3/1 多 右 护 伊 事 丰 () 丰 7 日

[一八] 的手ががか自己は手がの人様。					
D D	分		実績値		
区	ЭŤ	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
二次予防事 候補者		326	388	478	
二次予防事 決定者		162	180	305	

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後も介護予防事業を提供していくため、二次予防事業対象者の把握に努めるため、事業の周知を図るなど、基本チェックリスト回収の向上を図ります。

[二次予防事業対象者把握事業の見込み]

	見込値	平成 26 年度	
成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
495	510	525	
315	325	335	
	495	或 24 年度 平成 25 年度 495 510	

② 通所型介護予防事業

把握された二次予防事業対象者に、運動器・口腔機能の向上や栄養改善などを目的とした通所による健康教室を実施します。教室への参加前後の体力測定や運動習慣の状況調査などを行い、参加者個々の評価も実施しています。

現状と課題

健康教室への参加を通知だけでなく、個別に働きかけているが、参加者が少ない状況に あります。

[通所型介護予防事業の実績]

Б			実績値	
	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
通所型介	健康教室数(通所) (事業)	2	2	4
護予防事	運動器の機能向上、栄 養改善(人)	30	36	80
	口腔機能の向上(人)	13	20	

※平成 23 年度から運動器の機能向上・口腔機能向上、栄養改善を一体的に実施 ※平成 23 年度は見込値

施策の方向

健康教室への参加を促すよう周知に努めるとともに、健康教室による効果を検証しつつ、 介護予防に努めます。

また、教室終了後についても事後指導を実施します。

[通所型介護予防事業の見込み]

	- A	見込値			
	区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
通所型介 護予防事 業	健康教室数(通所) (事業)	4	4	1	
	運動器の機能向上、栄 養改善、口腔機能の向 上(人)	80	80	80	

③ 訪問型介護予防事業

現状と課題

二次予防事業対象者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれがあり、通所による事業の実施が困難なかたを対象に、介護予防ケアプランに基づき保健師等が居宅を訪問して、その生活機能に関する問題に対して必要な相談・指導を実施します。 通所による事業が主体であるため実績は少ない状況にあります。

[訪問型介護予防事業の実績]

区	分	実績値			
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
利用者数(人)		20	18	20	

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

通所による事業の実施が困難なかたを対象に、保健師等による訪問事業(口腔機能向上、健康指導等)を引き続き実施します。

[訪問型介護予防事業の見込み]

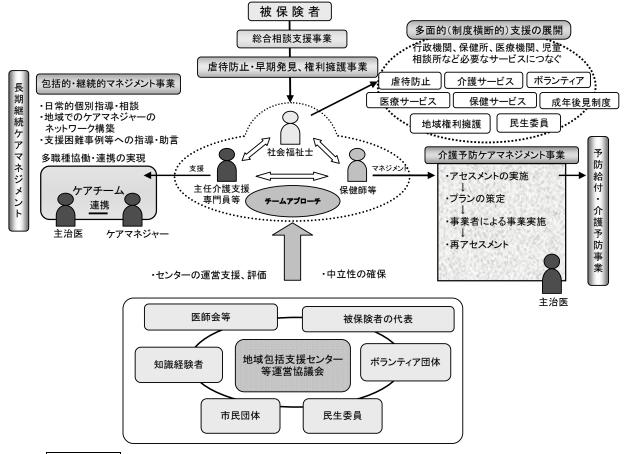
D	分	見込値		
区		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人)		20	20	20

2 包括的支援事業

① 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるようにするために、高齢者が心身の健康の保持、生活の安定のために必要な支援などを包括的・継続的に行う機関です。

本市では、「坂東市地域包括支援センター」と「坂東市南部地域包括支援センター」の2 か所を設置し、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援・権利擁護 事業、包括的・継続的ケアマネジメント事業、任意事業等を行っています。



現状と課題

地域包括支援センターには、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等を配置し、専 門職の知識を活かし、連携し、事業を実施していますが、多様化するニーズや高齢者人口 の増加を考えると、さらに充実させていくことが求められます。

施策の方向

高齢者の自立した生活を継続できるように、社会福祉協議会や地域ケアシステム(地域ケアセンター)、民生委員、介護保険サービス事業者などと連携を図りながら総合的に支援します。

3 任意事業

(1) 介護給付費等適正化事業

介護(予防)給付について真に必要な介護サービスが提供されるよう介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のため必要な情報の提供、介護サービス事業者間の連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図ります。

① 介護保険事業者支援事業

介護保険サービスの質の向上及び充実を図るため、介護サービス事業所の職員やケアマネジャーを対象とした研修会を実施します。

現状と課題

利用者の自立支援に向けた適切なサービス提供が求められています。

施策の方向

介護保険サービスの質の向上及び充実を図るため、坂東市介護保険事業者団体連合会と連携し、研究、研修などへの支援を行います。

さらに、適正化事業は、次の項目について取り組みます。

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアマネジメントの適正化
- ・事業所サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
- ・制度の周知
- ・介護給付費通知書の送付(介護サービス利用者)

(2) 家族介護支援事業

① 家族介護慰労金支給事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。在宅でねた きり又は、認知症の高齢者を介護している介護者に介護者慰労金を支給することにより、 介護者の労苦に報いるとともに福祉の増進を図ります。

現状と課題

要介護4又は要介護5 (相当する者を含む。) と認定された 65 歳以上の高齢者を常時介護する市民税非課税の世帯に属するかたで、介護保険サービス未利用者 (1 週間程度のショートステイの利用を除く。) に慰労金を支給 (10 万円) します。

施策の方向

低所得世帯の家族介護を支援するため、引き続き実施します。

② 高齢者ショートステイ事業 (再掲P32)

介護保険要介護認定の結果、非該当となった高齢者を特別養護老人ホーム等の施設に一時的に入所させ、介護者家族の負担軽減を図っています。入所の要件は、介護者の病気や 冠婚葬祭等の社会的理由、介護疲れ・虐待等の理由により居宅での介護が困難な場合とします。

③ 在宅ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業 (再掲 P 42)

在宅のねたきり高齢者又は認知症高齢者を介護しているかたに介護慰労金を支給し、介護者の労苦に報いるとともに高齢者の扶養意識の高揚、福祉の増進を図ります。

④ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 (再掲 P 43)

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、 徘徊高齢者の安全と保護を支援しています。

(3) その他の事業

① 成年後見制度利用支援事業

権利擁護事業として、判断能力が不十分な認知症高齢者等を支援するため、地域包括支援センターでは、相談を受けています。この際、申立に要する費用の支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあるかたについては、市長による申立て、成年後見人等への報酬助成等を行い、認知症高齢者等の自立を援助する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

現状と課題

相談件数は、地域包括支援センターに、平成21年度に6件、平成22年度に2件ありましたが、成年後見制度利用支援事業の利用はありません。

施策の方向

相談件数は、少ない状況ですが、今後、認知症高齢者の増加が見込まれるため、不可欠な事業となっています。権利擁護に関する周知、相談、支援を継続して実施します。

② 住宅改修支援事業

介護保険における住宅改修についての助言や申請は、介護支援専門員(ケアマネジャー) が行いますが、福祉住環境コーディネーターが住宅改修費支給の申請に係る理由書を作成 した場合の経費を助成します。

現状と課題

通常は、介護支援専門員が住宅改修の相談を行っているため、利用は少ない状況です。

施策の方向

今後も事業を継続します。

③ 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を支援するため、配食サービスを活用したネットワークや家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制を整備しています。

現状と課題

地域における市民のかたや民生委員、介護保険事業所等の協力が不可欠となっています。

施策の方向

高齢者の自立した生活を支援するために、事業を継続します。

第3 認知症高齢者の支援と高齢者虐待の防止

1 認知症対策の推進

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、介護者となる 家族が認知症を正しく理解することが必要になります。また、地域住民の理解と認知症高 齢者を受け入れる温かな配慮が必要です。

① 認知症に関する相談

認知症は早期発見が大切で、地域包括支援センターでは、認知症に関する相談を受付ています。また、医療機関や保健所等でも相談窓口を設けており、連携を図ります。

② 認知症サポーター養成講座の開催

認知症のかたやその家族が地域で穏やかに暮らしていくためには、地域の支え合いが必要です。認知症を正しく理解し、認知症のかたやその家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを増やすため、認知症サポーター養成講座を開催します。

③ 徘徊高齢者家族支援サービス事業 (再掲 P 43)

徘徊の見られる認知症高齢者を介護している家族に対して、位置情報端末機を貸与し、 徘徊高齢者の安全と保護を支援しています。

④ 日常生活自立支援事業 (再掲P45)

社会福祉協議会では、認知症高齢者などが適切なサービスを利用し、地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用手続に関する相談や代行、金銭管理、書類預かりなどの日常生活上の手続援助を行っています。

今後も、日常生活自立支援事業を普及・啓発し、認知症高齢者など判断能力が低下した かたの権利擁護と福祉サービスの充実を図ります。

⑤ 成年後見制度利用支援事業 (再掲 P 61)

権利擁護事業として、判断能力が不十分な認知症高齢者等を支援するため、地域包括支援センターでは、相談を受けています。この際、申立に要する費用の支援を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にあるかたについては、市長による申立て、成年後見人等への報酬助成等を行い、認知症高齢者等の自立を援助する成年後見制度利用支援事業を実施しています。

2 高齢者の虐待防止

高齢化社会の進展にともなって、認知症高齢者に対する家族の理解不足や家族介護者の介護疲れ、家庭内でのトラブルなど、高齢者が虐待される状況が増加しつつあります。高齢者虐待は早期発見による対応が重要であります。

① 虐待の早期発見、早期解決

高齢者の虐待防止に向けて「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月施行)では、虐待により高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、市町村は家庭への立入調査を行うことを認めています。また、虐待の発見者は市町村への通報を義務付けています。

地域包括支援センターでは、高齢者虐待の相談や通報に迅速に対応しています。また、個々の虐待ケースを検討するため、医療、福祉、保健、民生委員、保健所、警察などの代表による「坂東市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を組織し、早期解決に努めています。

第4 介護サービスの充実

1 介護保険事業の円滑な運営

(1) 情報提供の充実

市民に対して、介護保険制度について、引き続き広報やインターネットなどを活用し、情報の提供に努めます。

また、高齢者に対しては、二次予防事業対象者を把握する機会等を利用し、地域包括支援センターの周知を図ります。

(2) 低所得者への配慮

介護サービスが必要でありながら、経済的な理由でサービスが制限されたりすることがないように、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費給付等の個別事情に応じた利用者負担軽減策の活用を図ります。

(3) サービス事業者の育成・指導

地域包括支援センターにおいて、包括的・継続的マネジメント事業を通じて、坂東市介 護保険事業者団体連合会の研究や研修等の活動を支援し、介護保険制度の円滑な実施のた めに、総合的なサービス提供の向上を図ります。

(4) 多様な相談体制・苦情相談体制

市役所の窓口や地域包括支援センター、市社会福祉協議会、介護保険事業所等で幅広く 相談に応じるとともに、介護や福祉のサービスが包括的に提供できるよう一層の相談体制 を図ります。

また、利用者の苦情に対しては、早急に事業者に改善を求めるとともに、必要に応じ、茨城県や茨城県国民健康保険団体連合会と連携を図り、苦情の対応及び解決に努めます。

(5) 介護給付適正化への取組

介護給付の適正化は、適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることによって、介護保険制度の信頼感が高まり、持続可能な介護保険制度の構築を図るものです。要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化等を今後も引き続き推進します。

(6) 関係機関等の連携

地域包括支援センター、坂東市社会福祉協議会、社会福祉関係団体や保健医療、教育関係機関等との連携を図り、介護保険サービスと福祉サービスの効果的な提供に努めます。

また、民間事業者や介護保険施設などと連携を強め、必要とされるサービスの確保に努めます。

さらに、国や県との連携は不可欠であり、今後もこの計画が円滑に推進できるよう、緊密な連携に努めます。

(7) 推進体制

計画を推進するにあたり、市民や事業者の理解と協力を得ていくことが必要です。そのため、被保険者、関係機関・団体の代表等で構成する「坂東市高齢者保健福祉計画推進委員会」、「坂東市介護保険推進委員会」、「坂東市地域密着型サービス運営委員会」、「坂東市地域包括支援センター運営協議会」などからの意見を反映しながら、介護保険事業の円滑かつ公平・公正な運営に努めます。

2 介護サービス基盤の整備

(1) 居宅サービス

居宅サービスは、高齢者の住み慣れた自宅や地域での生活を支えるために最も利用の多いサービスとなっています。

本市では、これまで、介護保険の各サービスについて、介護や支援が必要な高齢者が十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス基盤の充実を図るとともに、サービス供給体制の整備を図ってきました。今後、団塊の世代の高齢化等により、ますます居宅サービスへの期待とその重要性が増すことが予想されることから、必要量に見合った基盤の整備を今後も進めます。

また、要支援者に対しては、重度化防止のための介護予防サービスの提供にも努めます。

(2) 地域密着型サービス

平成 18 年の介護保険制度の改正により創設された地域密着型サービスは、高齢者が住みなれた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるよう、身近な地域でサービスを提供するもので、原則、市民のみが利用できます。

地域密着型サービスは、地域におけるケア体制を確立する観点からも重要な役割を担うサービスであるため第 4 期計画期間において、認知症対応型共同生活介護事業所の増床を図り、4 事業所併せて合計 63 床となりました。また、計画を前倒しし、市内最初の小規模多機能型居宅介護事業所も開設しました。

今期においては、これらのサービス利用の促進を図るとともに、24 時間体制のサービス 確保に努めます。

(3) 施設サービス

居宅サービスや地域密着型サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できる体制づくりを行う一方で、常時、専門的な介護を必要とするかたが増加していることから、今後も施設サービスへのニーズは高くなると思われます。

そのため、本市では、介護老人福祉施設の計画を前倒しし、第4期計画中に1施設を新たに開設しました。これにより市内の施設は、介護老人福祉施設が4施設(合計300床)、介護老人保健施設が2施設(合計200床)となり、整いつつあります。

第 5 期計画では、これらの施設の利用状況の把握に努めながら、必要なサービス量の確保に努めます。

なお、介護療養型医療施設は、市内にはありませんが、制度改革により介護老人保健施 設などへの転換を求められています。

3 介護保険事業量等の推計

(1) 介護保険サービス見込量の推計方法

第 4 期計画期間における要支援・要介護認定者の実績及びサービス給付実績を基に、国が示した推計手順に従い、第 5 期計画期間における各サービスの見込量及び給付費を推計します。具体的には、次のとおりです。

① 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

高齢者人口の将来推計と要支援・要介護認定者数の将来推計を行います。

② 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設・居住系サービスの給付実績を基に、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数の将来推計を行います。

③ 居宅サービス等受給者数の推計

居宅サービス利用実績を基に、認定者数から施設・居住系サービス利用者を除いた標準的居宅サービス等受給対象者数にサービス受給率を乗じて、居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス受給者数を推計します。

④ サービス見込量の推計

居宅サービス・地域密着型サービス・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス 受給者数に各サービス別の利用率、利用者1人当たりの利用回数(日数)を掛け合わせて、 各サービスの供給量を推計します。

⑤ 給付費の推計

将来の各サービスの供給量に、施設・居住系サービスの場合は給付実績を基に、1月当たりの平均給付費、居宅サービスの場合は1回(日)当たりの平均給付費をそれぞれ乗じて給付費を算出します。

(2) 被保険者数の状況及び将来推計(再掲 P7)

第2号被保険者数は平成24年度以降減少傾向で推移していますが、第1号被保険者は 増加傾向で推移しており、合計で見ると増加傾向で推移しています。

[被保険者数の推移(単位:人)]

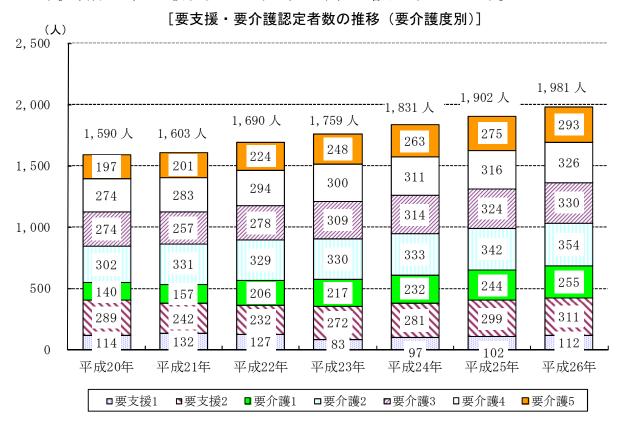
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
第 2 号被保険者 (40~64 歳人口)	19, 994	19, 865	19, 948	20, 061	19, 735	19, 475	19, 154
前期高齢者 (65~74 歳人口)	6, 043	6, 185	6, 183	6, 206	6, 609	6, 991	7, 404
後期高齢者 (75 歳以上人口)	5, 892	6, 008	6, 102	6, 160	6, 254	6, 322	6, 360
合計	31, 929	32, 058	32, 233	32, 427	32, 598	32, 788	32, 918

資料:住民基本台帳 各年10月1日

(3) 要支援・要介護認定者数の推移及び将来推計(再掲 P 11)

本市の要支援・要介護認定者数は、平成 23 年 10 月 1 日時点で 1,759 人となっており、第 4 期計画が策定された平成 20 年の 1,590 人と比較すると、169 人(10.6%)の増加となっています。

また、平成 26 年 10 月 1 日時点の要支援・要介護認定者数は、1,981 人を見込んでいます。平成 23 年と比較すると 222 人(12.6%) の増加となっています。



各年10月1日

(4) 介護サービス利用者数の推計

要介護者等のうち居宅サービス等受給者数及び施設・居住系サービス利用者数は、下表のように推移すると推計しています。平成 23 年度に比べて平成 26 年度は、利用者数は 247 人増えると推計しています。

[介護サービス等利用者の見込値(単位:人)]

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅サービス等受給者数	968	1, 020	1, 074	1, 135
施設・居住系サービス利用者数	423	502	503	503
合 計	1, 391	1, 522	1, 577	1, 638

4 居宅サービス・介護予防サービス推計

【考え方】

居宅サービスの利用者については、次の考え方を基本とします。

- ① 「施設・居住系サービス」を利用しない要介護者で、「標準的居宅サービス」又は「標準的地域密着型サービス」のうち、いずれか1種類以上のサービス利用者を見込みます。
- ② 標準的居宅サービス利用者は、過去の実績を踏まえて見込みます。
- ③ 居宅サービス必要量に対して、原則100パーセント供給できるものとして見込みます。
 - 注:「施設・居住系サービス」とは、介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設、 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護をいいます。

「標準的居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護・短期入所療養介護、福祉用具貸与をいいます。

「標準的地域密着型サービス」とは、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護をいいます。

(1) 介護サービス、介護予防サービス

① 訪問介護、介護予防訪問介護[ホームヘルプサービス]

居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問して、入浴、排泄、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。

現状と課題

訪問介護は、増加傾向で推移しています。介護予防訪問介護は、減少傾向で推移しています。

訪問介護のサービス形態は、自宅を訪問し要介護者と直接接するサービスであるため利用者とのコミュニュケーション等が重要であることから、本人の改善意欲を引き出す支援が求められています。

[訪問介護・介護予防訪問介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問介護	回数(回/年)	30, 165	32, 468	35, 151
介護予防訪問介護	回数(人/年)	811	760	651

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

高齢者の増加に伴いひとり暮らしや高齢者世帯が増加することから、サービスの利用は 増加すると見込まれます。訪問介護事業者への支援を行い、訪問介護員のスキルアップ及 び供給量の充足を図ります。

[訪問介護・介護予防訪問介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	回数(回/年)	37, 960	39, 272	40, 584
介護予防訪問介護	回数(人/年)	715	807	898

② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

要介護者の自宅に入浴車で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。

現状と課題

訪問入浴介護は、増加傾向で推移しています。介護予防訪問入浴介護は、平成 22 年度に 利用実績がみられます。

利用者は、重度者が多いことから居宅サービスを継続する上では欠かせないサービスとなっています。

[訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問入浴介護	回数(回/年)	1, 200	1, 699	2, 157
介護予防訪問入浴介護	回数(回/年)	0	10	0

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加によりサービス利用の増加が見込まれることから、供給量の確保を図ります。さらに、医療機関退院後、居宅生活を維持するため、訪問看護サービスとの連携も検討します。

[訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問入浴介護	回数(回/年)	2, 162	2, 271	2, 381
介護予防訪問入浴介護	回数(回/年)	0	0	0

③ 訪問看護、介護予防訪問看護

看護師が主治医の指示により自宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等の療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

現状と課題

訪問看護は、減少傾向で推移しています。介護予防訪問看護は、増加傾向で推移しています。

今後も、要介護認定を受けた医療の必要性が高いかたの在宅生活を維持していくために は、訪問看護は重要なサービスとなっているため、必要供給量の確保が必要となります。

[訪問看護、介護予防訪問看護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問看護	回数(回/年)	2, 373	2, 009	1, 829
介護予防訪問看護	回数(回/年)	48	61	91

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

居宅生活における医療ケアが今後は増加すると見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討します。

[訪問看護、介護予防訪問看護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問看護	回数(回/年)	2, 158	2, 277	2, 395
介護予防訪問看護	回数(回/年)	441	504	567

④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士等が自宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビ リテーションを行うサービスです。

現状と課題

訪問リハビリテーションは、増加傾向で推移しています。介護予防訪問リハビリテーションは、横ばい状態が続いています。

利用者は重度者が多いことから居宅での生活を継続するための重要なサービスとなっています。

[訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問リハビリ	リテーション	回数(回/年)	1, 499	1, 621	1, 745
介護予防訪問 ーション	引リハビリテ	回数(回/年)	13	12	12

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

病院等からの退院後、利用者の療養に合わせ、機能訓練等のリハビリが必要なかたへのサービスであることから、医療との連携が必要となってきます。今後もサービス利用の増加が見込まれることから、医療機関などと調整を図りながら、供給量確保の方策を検討します。

[訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションの見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問リハビリテーション	回数(回/年)	1, 560	1, 592	1, 631
介護予防訪問リハビリテ ーション	回数(回/年)	40	43	47

⑤ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

現状と課題

居宅療養管理指導は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて減少したものの平成 23 年度には増加に転じています。介護予防訪問居宅療養管理指導は、平成 21 年度から平成 22 年度にかけて減少したものの平成 23 年度には増加に転じています。

居宅療養管理指導は、医療機関などが提供するサービスなので、居宅の重度者においては、介護サービスと医療サービスとの連携が重要となっています。

[居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅療養管理指導	回数(人/年)	328	322	367
介護予防居宅療養管理指導	回数(人/年)	4	2	27

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後も居宅生活等の増加に伴いサービス利用の増加が見込まれることから、居宅での健康管理が行えるよう供給量の確保を図るとともに、サービスの向上を目指して医療機関との連携を密にし、居宅サービス計画との調整を行っていくよう、事業者に働きかけます。

[居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅療養管理指導	回数(人/年)	468	480	501
介護予防居宅療養管理指導	回数(人/年)	0	0	0

⑥ 通所介護、介護予防通所介護

通所介護施設(デイサービスセンター)等に通い、当該施設において、入浴、食事の提供 等、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

現状と課題

通所介護は、増加傾向で推移しています。介護予防通所介護は、減少傾向で推移しています。

通所介護のサービスは、施設へ通うことにより閉じこもり防止や他の利用者とのコミュニケーション等による自立度の向上が期待できるサービスとなっています。

[通所介護、介護予防通所介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所介護	回数(回/年)	32, 939	39, 409	47, 417
介護予防通所介護	回数(人/年)	1, 466	1, 412	1, 344

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後も利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、地域外の事業者については送迎の体制など、サービス提供体制の一層の充実と通所介護員の資質の向上を図ります。

[通所介護、介護予防通所介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所介護	回数(回/年)	50, 007	51, 534	53, 060
介護予防通所介護	回数(人/年)	1, 444	1, 617	1, 789

⑦ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、理学療法、作業療法などによる機能回復訓練を行うサービスです。

現状と課題

通所リハビリテーションは、平成21年度から平成22年度にかけて増加したものの平成23年度には減少に転じています。介護予防通所リハビリテーションは、減少傾向で推移しています。

通所リハビリテーションの利用によって、生活機能の向上が図られることから利用者の 増加が見込まれます。

[通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
通所リハビリテーション	回数(回/年)	13, 685	14, 958	14, 362
介護予防通所リハビリテ ーション	回数(人/年)	447	392	343

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後も利用の増加が見込まれることから、地域性に配慮しつつ、市内・市外の医療機関に事業参入への理解を求めていきます。

[通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションの見込量]

区	分	単	位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通所リハビリ	テーション	回数(回/年)	15, 846	16, 284	16, 721
介護予防通所 ーション	fリハビリテ	回数(人/年)	436	488	540

⑧ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるものです。

現状と課題

短期入所生活介護は、増加傾向で推移しています。介護予防短期入所生活介護は、減少 傾向で推移しています。

居宅の重度者を介護する家族の負担を軽減する効果が高いことから、今後もサービスの 利用は増加すると見込まれます。

[短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所生活介護	日数(日/年)	11, 813	15, 337	18, 261
介護予防短期入所生活介護	日数(日/年)	508	395	297

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後もサービス量が増加することが見込まれるため、長期間の滞在者に対して、短期入 所生活介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよ う、介護保険事業者等と検討します。

[短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所生活介護	日数(日/年)	17, 540	17, 884	18, 228
介護予防短期入所生活介護	日数(日/年)	360	420	600

⑨ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話や機能訓練を受けるものです。

現状と課題

短期入所療養介護は、減少傾向で推移しています。介護予防短期入所療養介護は、減少 傾向で推移しています。

医療ケアを必要とする居宅の重度者を介護する家族の負担を軽減する効果が高いことから、今後は増加が見込まれます。

[短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所療養介護	日数(日/年)	1, 902	1, 506	1, 269
介護予防短期入所療養介護	日数(日/年)	56	35	21

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

短期入所生活介護と同様に長期間の滞在者に対して、短期入所療養介護以外の各居宅サービスの組み合わせによるサービス選択の可能性を検討するよう、介護保険事業者等と検討します。

[短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所療養介護	日数(日/年)	1, 863	1, 915	1, 966
介護予防短期入所療養介護	日数(日/年)	60	72	78

⑩ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等に入所している要介護者等について、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

現状と課題

特定施設入居者生活介護は、増加傾向で推移しています。介護予防特定施設入居者生活介護は、増加傾向で推移しています。

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、介護サービスを利用できる住居として、今後も利用者の増加が見込まれます。

[特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定施設入居	者生活介護	人数(人/年)	12	20	24
介護予防特定 生活介護	施設入居者	人数(人/年)	12	12	53

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

特定施設の整備予定はありませんが、今後も事業者の参入意向や入所希望状況等の把握 に努めます。

[特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定施設入居者生活介護	人数(人/年)	75	78	83
介護予防特定施設入居者 生活介護	人数(人/年)	25	26	27

① 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器、歩行器、認知症老人徘徊感知機器、 移動用リフトなどの貸与を行うサービスです。

現状と課題

福祉用具貸与は、増加傾向で推移しています。介護予防福祉用具貸与は、増加傾向で推移しています。

福祉用具貸与は、中重度者の居宅生活を継続するためのサービスとして重要となっており、介護支援専門員をはじめ、専門的な知識をもった福祉用具専門相談員のアドバイスも 重要です。

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
福祉用具貸与	人数(人/年)	3, 526	3, 908	4, 521
介護予防福祉用具貸与	人数(人/年)	547	649	672

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

中重度者の居宅生活を継続するためのサービスとして重要であることから、今後は供給量の増加が見込まれていて、供給量の確保を図るとともに、適正なサービス利用を図ります。

[福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉用具貸与	人数(人/年)	4, 764	4, 897	5, 029
介護予防福祉用具貸与	人数(人/年)	760	848	935

② 特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に使用する物品(腰掛け便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用 リフトのつり具部分)について、購入費の9割を支給するサービスです。

現状と課題

特定福祉用具販売は、ほぼ横ばい状態で推移しています。特定介護予防福祉用具販売は、 減少傾向で推移しています。

特定福祉用具販売は、貸与になじまない排泄・入浴に関する用具であり、生活機能の向上を図るものです。

[特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定福祉用具販売	人数(人/年)	137	117	128
特定介護予防福祉用具販売	人数(人/年)	37	24	16

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

今後は利用者の増加が見込まれていることから、供給量の確保を図るとともに、指定販売事業者による良質で適正な福祉用具の利用を図ります。

[特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
特定福祉用具販売	人数(人/年)	132	144	228
特定介護予防福祉用具販売	人数(人/年)	36	36	36

(2) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

① 夜間対応型訪問介護

居宅の要介護者について、夜間において、定期的な巡回により、又は通報を受けて、その者の居宅において介護福祉士等により、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

現状と課題

平成21年度から平成23年度までの利用実績はありません。

[夜間対応型訪問介護の利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
夜間対応型訪	i問介護	人数()	人/年)	0	0	0

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

利用者の見込み、事業者の参入も検討します。

[夜間対応型訪問介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
夜間対応型訪問介護	人数(人/年)	0	0	0

② 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、居宅要介護者であって認知症である者に対し、老人福祉法で 定める施設又はデイサービスセンターにおいて入浴、食事、排泄等の介護その他日常生活 上の世話及び機能訓練を行います。

利用者像としては、認知症があり通所介護を利用している比較的自立している高齢者等が想定されます。

現状と課題

平成21年度から平成23年度までの利用実績はありません。

[認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型通所介護	回数(回/年)	0	0	0
介護予防認知症対応型通 所介護	回数(回/年)	0	0	0

※平成23年度は見込値

施策の方向

認知症高齢者の人数及び実態を把握しながら、事業者の参入を検討します。

[認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型通所介護	回数(回/年)	0	0	0
介護予防認知症対応型通 所介護	回数(回/年)	0	0	0

③ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

居宅の要介護者等について、そのかたの心身の状況や置かれている環境等に応じて、そのかたの選択に基づき、居宅において、又はサービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊し、当該拠点において入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

現状と課題

平成23年度に市内に事業所が開設されたことから、増加が見込まれます。

[小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小規模多機能型居宅介護	件数(人/年)	5	0	16
介護予防小規模多機能型居 宅介護	件数(人/年)	0	0	4

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

同一事業所で、「通い」・「訪問」・「泊まり」のサービスを組み合わせることができるため、サービス利用の普及を図ります。

[小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小規模多機能型居宅介護	件数(人/年)	120	144	240
介護予防小規模多機能型居 宅介護	件数(人/年)	24	36	48

(3) その他のサービスその他の介護予防サービス

① 住宅改修、介護予防住宅改修

手すりの取付け、段差の解消等の小規模な住宅改修に対して、その費用の9割相当額が 住宅改修費として支給されます。支給対象となる改修費の限度は20万円までです。

現状と課題

住宅改修及び介護予防住宅改修は、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

住宅改修の実施にあたっては、適正な改修の実施やトラブル発生防止の観点から、事前 申請制度を尊守し、また、施工後の現地確認を実施しています。

「住宅改修、介護予防住宅改修の利用実績」

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
住宅改修	人数(人/年)	76	66	77
介護予防住宅改修	人数(人/年)	23	19	19

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

利用者の安全性の確保と適切な利用の促進を図るよう、介護支援専門員や施工業者に対し、適切な指導に努めます。

[住宅改修、介護予防住宅改修の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
住宅改修	人数(人/年)	88	96	108
介護予防住宅改修	人数(人/年)	24	24	24

② 居宅介護支援、介護予防支援

要介護者等が居宅サービスを適切に受けられるよう、心身の状況、置かれている環境、 意向等を勘案して、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、当該計画に基 づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡・調整を行います。また、 要介護者が施設に入所を希望する場合、介護施設の紹介等の支援を行います。

現状と課題

居宅介護支援は、増加傾向で推移しています。介護予防支援は、減少傾向で推移しています。

今後、高齢者の増加や制度の定着とともに需要の増加が見込まれ、人数確保と同時に質の確保が必要です。

利用者の自立支援を図る上で介護支援専門員等の作成する居宅サービス計画 (ケアプラン) は、重要なものとなっています。適正な計画が作成されるようケアプランチェックを 実施し、介護支援専門員の資質の向上の支援に努めます。

[居宅介護支援、介護予防支援の利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護支援		人数(人/年)	7, 417	8, 247	8, 906
介護予防支援		人数(人/年)	2, 664	2, 588	2, 445

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

介護給付適正化事業に基づき事業者への実地指導等を行うほか、適正な介護計画を作成できるよう介護支援専門員を対象に、スキルアップを図っていきます。また、適正な居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されるよう、ケアプランチェックを行います。

[居宅介護支援、介護予防支援の見込量]

区	分	単	位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護支援		人数(人/年)	9, 012	9, 948	10, 908
介護予防支援		人数(人/年)	2, 736	2, 844	2, 988

5 施設・居住系サービス推計

【考え方】

介護保険3施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型医療施設)及び居住系サービス施設(認知症対応型共同生活介護)の利用者については、次の考え方を基本とします。

① 介護保険3施設については、平成26年度には利用者全体に占める要介護4及び要介護5の割合を70パーセント以上とすることを目標に設定します。

[施設・介護専用型居住系サービス利用者数の目標(単位:人)]

区	分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
施設サービス利用者数		358	433	433	433	
	うち要介護 4・5	242	307	307	307	
居	主系サービス利用者	68	69	70	70	
利	用者合計	426	502	503	503	
施設サービス利用者に対する		67. 60%	70. 90%	70. 90%	70. 90%	
要:	介護 4~5 の認定者の割合	07.00%	70. 90%	70. 90%	70.90%	

(1) 介護保険施設サービスの推計

① 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

日常生活で常時介護が必要な人で、在宅では適切な介護が困難な高齢者が入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受ける施設です。

現状と課題

入所者は、ほぼ横ばい状態です。

認定者の重度化、認知症の増加による家族の介護負担等に伴い、施設に入居を希望するかたが増えています。

[介護老人福祉施設の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人福祉施設	人数(人/年)	2, 734	2, 657	2, 681

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

平成 23 年度に新たに 1 施設開設したことから他の施設も含め入所状況を把握しながら、市外施設の利用も含め、必要なサービス量の確保に努めます。

[介護老人福祉施設の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人福祉施設	人数(人/年)	3, 600	3, 600	3, 600

② 介護老人保健施設

症状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が在宅に戻ることができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。

現状と課題

入所者は、増加傾向で推移しています。

[介護老人保健施設の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護老人保健施設	人数(人/年)	1, 516	1, 596	1, 599

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

市外施設の利用も含め、必要なサービスの確保に努めます。

[介護老人保健施設の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護老人保健施設	人数(人/年)	1, 560	1, 560	1, 560

③ 介護療養型医療施設(療養病床等)

長期間の療養や介護を必要とする高齢者のための医療施設で、入院する要介護者が、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話、機能訓練その他必要な医療を受ける施設です。

現状と課題

入所者は、減少傾向です。

[介護療養型医療施設(療養病床等)の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護療養型医療施設	人数(人/年)	55	26	28

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

介護療養型医療施設は、これまでは平成23年度末に廃止されることを前提に介護老人保健施設等への転換が進められてきましたが、介護保険制度の改正により、平成29年度までとなりました。

[介護療養型医療施設(療養病床等)の見込量]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護療養型医療施設	人数(人/年)	36	36	36

(2) 地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス

① 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、認知症の症状をもつ要介護者が5人~9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスです。

現状と課題

認知症対応型共同生活介護は、増加傾向で推移しています。

介護予防認知症対応型共同生活介護の利用は少ない状況です。

認知症ケアの施設であることから、他の施設以上に地域に開かれた運営が望まれます。

[認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
認知症対応型護	型共同生活介	人数((人/年)	582	601	662
介護予防認知 同生活介護	印症対応型共	人数((人/年)	8	0	3

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

平成23年度に1ユニット(9床)の増床が図られています。

共同生活を行うことで認知症による生活機能の低下を改善し、認知症の進行を緩和できるものとして今後も利用状況をみながら、施設整備を図ります。

[認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の見込量]

区	分	単	位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型 護	世共同生活介	人数((人/年)	756	756	756
介護予防認知 同生活介護	1症対応型共	人数((人/年)	12	13	14

[認知症対応型共同生活介護の必要利用定員総数の見込]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
認知症対応型共同生活介 護	人数(人/年)	756	756	756

② 地域密着型特定施設入居者生活介護

有料老人ホームその他の施設であって、その入居定員が29人以下であるものに入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

現状と課題

平成21年度から平成23年度までの利用実績はありません。

[地域密着型特定施設入居者生活介護の利用実績]

区 分	単 位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型特定施設入居 者生活介護	人数(人/年)	0	0	0

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

利用者の見込み、事業者の参入意向及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

[地域密着型特定施設入居者生活介護の見込量]

区	分	単	位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型特定 者生活介護	ᢄ施設入居	人数(人/年)	0	0	0

[地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の見込]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型特定施設入居 者生活介護	人数(人/年)	0	0	0

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホームであって、その入所定員が 29 人以下であるもの)に入所している要介護者について、地域密着型施設サービス計画に基き、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

現状と課題

平成21年度から平成23年度までの利用実績はありません。

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用実績]

区	分	単	位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域密着型介 施設入所者生		人数(人/年)	0	0	0

[※]平成23年度は見込値

施策の方向

利用者の見込み、事業者の参入意向及び介護給付と負担を総合的に検討しながら進めます。

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の見込量]

区	分	単	位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
活型介護、所者生活	老人福祉 介護	人数(人/年)	0	0	0

[地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数の見込]

区 分	単 位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	人数(人/年)	0	0	0

6 介護保険サービス給付費の見込み

(1) 介護給付費の算定

施設・居住系サービスの利用人数及び給付費については、これまでの給付実績を基に、 入所者の定員を踏まえて推計しました。

居宅サービスの事業量及び給付費については、平成23年度までの利用実績踏まえて推計しました。

[介護給付費の見込み(単位:千円)]

	サービュの孫叛		介護統	合付費		比率 (%)	増減額
	サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3か年合計	26/24	26-24
	訪問介護	106,147	109,935	113,723	329,805	107.1%	7,576
	訪問入浴介護	24,256	25,480	26,704	76,440	110.1%	2,448
	訪問看護	19,586	20,694	21,803	62,083	111.3%	2,217
	訪問リハビリテーション	4,380	4,473	4,582	13,435	104.6%	202
居宅サ	居宅療養管理指導	2,691	2,750	2,893	8,334	107.5%	202
퓻	通所介護	424,393	436,282	448,171	1,308,846	105.6%	23,778
	通所リハビリテーション	153,395	157,347	161,299	472,041	105.2%	7,904
ビス	短期入所生活介護	144,364	147,361	150,357	442,082	104.2%	5,993
	短期入所療養介護	20,114	20,671	21,227	62,012	105.5%	1,113
	特定施設入居者生活介護	12,089	12,564	13,178	37,831	109.0%	1,089
	福祉用具貸与	63,089	65,102	67,114	195,305	106.4%	4,025
	特定福祉用具販売	3,434	3,672	5,767	12,873	167.9%	2,333
444	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	_	0
域	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	_	0
密	小規模多機能型居宅介護	26,669	31,699	53,089	111,457	199.1%	26,420
地域密着型サ	認知症対応型共同生活介護	171,909	171,909	171,909	515,727	100.0%	0
美 サ	地域密着型特定施設入居者生活 介護	0	0	0	0	_	0
ービス	力度 地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護	0	0	0	0	-	0
住宅改	修	11,084	12,020	13,532	36,636	122.1%	2,448
居宅介	護支援	119,778	132,510	152,520	404,808	127.3%	32,742
設介	介護老人福祉施設	837,525	837,525	837,525	2,512,575	100.0%	0
サ護	介護老人保健施設	397,251	397,251	397,251	1,191,753	100.0%	0
サービ 護保険	介護療養型医療施設	10,842	10,842	10,842	32,526	100.0%	0
ス施	療養病床からの転換分	0	0	0	0	_	0
介護給	付費合計(I)	2,552,996	2,600,087	2,673,486	7,826,569	104.7%	120,490

(2) 介護予防給付費の算定

予防給付の事業量及び給付費については、これまでの要支援 1、要支援 2 の介護サービスの給付実績等を基に推計しました。

[介護予防給付の見込み(単位:千円)]

	ユービスの種類		予防約	合付費		比率(%)	増減額
	サービスの種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	3か年合計	26/24	26-24
	介護予防訪問介護	13,802	15,554	17,307	46,663	125.4%	3,505
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	_	0
	介護予防訪問看護	3,070	3,508	3,947	10,525	128.6%	877
介	介護予防訪問リハビリテーション	111	121	132	364	118.9%	21
介護予防サ	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	_	0
防	介護予防通所介護	52,400	58,138	63,876	174,414	121.9%	11,476
+	介護予防通所リハビリテーション	18,083	20,045	22,006	60,134	121.7%	3,923
ビビ	介護予防短期入所生活介護	2,257	2,634	3,762	8,653	166.7%	1,505
え	介護予防短期入所療養介護	631	761	825	2,217	130.7%	194
	介護予防特定施設入居者生活介護	3,129	3,341	3,490	9,960	111.5%	361
	介護予防福祉用具貸与	4,801	5,335	5,869	16,005	122.2%	1,068
	特定介護予防福祉用具販売	637	637	637	1,911	100.0%	0
予 地	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	_	0
予防サービス地域密着型介護	介護予防小規模多機能型居宅介 護	1,346	2,210	2,692	6,248	200.0%	1,346
ゼス 護	介護予防認知症対応型共同生活 介護	2,756	2,944	3,075	8,775	111.6%	319
住宅改	<u> </u>	2,560	2,560	2,560	7,680	100.0%	0
介護予	防支援	11,478	11,931	12,535	35,944	109.2%	1,057
介護予	防給付費合計(Ⅱ)	117,061	129,719	142,713	389,493	121.9%	25,652

(3) 標準給付費・地域支援事業費の推計

地域支援事業に係る費用(事業総額)は、介護保険事業計画に定める各年度の保険給付 見込額の3パーセント以内とされています。

[標準給付見込額及び地域支援事業費の見込額(単位:千円)]

サービスの種類		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	3か年合計
介護給付費と介護予防給付 費の合計	Α	2,670,057	2,729,806	2,816,199	8,216,062
特定入所者介護サービス費	В	130,766	134,278	138,662	403,706
高額介護サービス費	С	43,976	45,157	46,632	135,765
高額医療合算介護サービス 費	D	5,615	5,765	5,954	17,334
算定対象審査支払手数料	Е	3,542	3,637	3,755	10,934
標準給付費見込額 (A+B+C+D+E)		2,853,956	2,918,643	3,011,202	8,783,801
地域支援事業費	F	65,933	67,704	69,914	203,551
合 計 (A+B+C+D+E+F)		2,919,889	2,986,347	3,081,116	8,987,352

7 介護保険料の算定

(1) 費用の負担割合

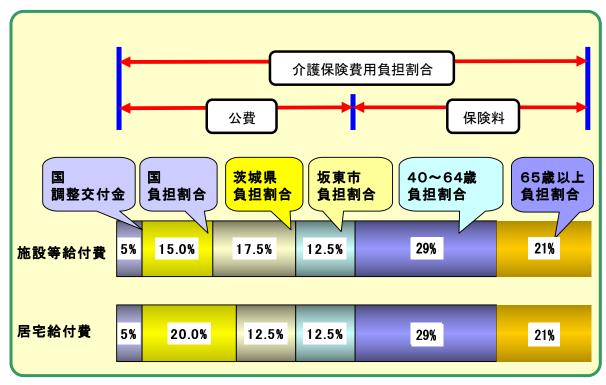
介護保険を利用した場合、費用の 1 割を利用者が負担し、残りの 9 割(給付費)は介護保険財源により賄われることになっています。

この介護保険財源は、公費と保険料とで50パーセントずつを負担します。

公費分は、国、茨城県、坂東市がそれぞれ分担して負担し、保険料は、第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者が負担します。

第5期計画(平成24年度~平成26年度)においては、第2号被保険者の負担率が29パーセントに改正されることに伴い、第1号被保険者の負担割合は21パーセントになります。

[介護保険給付費の負担割合]



(2) 第1号被保険者の保険料

第5期計画においては、第1号被保険者(65歳以上)が負担する額は、平成24年度から平成26年度までの3か年に必要とされる総給付額の21パーセントを負担することになります。

さらに、調整交付金見込額、財政安定化基金拠出金見込額、市町村特別給付費等を加味し、保険料収納必要額を算定します。

これを所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階層の人数が負担するという考え方で保険料を算定します。第5期計画の所得段階については、第4期計画と同様に、所得段階9段階の算定方式で行います。

[第1号被保険者所得段階別保険料]

			第1号被	保険料		
所得段階	対象	負担率	(3か年	合計)	(3か年固定)	
			人数	構成比	月額	
第1段階	生活保護者及び老齢福祉年金受給者	0. 40	537 人	1.3%	1, 664	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の合計所得金額が 8	0. 50	5, 325 人	13. 3%	2, 080	
第 2 段陷	0万円以下のかた	0. 50	5, 325 X	13. 3%	2, 000	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で第2段階に該当しないか	0. 75	2, 592 人	6. 5%	2 120	
第3段階	<i>t</i> -	0.73	2, 392 人	0.5%		
第4段階	世帯の誰かが市民税課税者であり本人は市民税非課	0. 95	13, 948 人	34. 9%	3 052	
为牛权阻	税であって合計所得金額が80万円以下のかた	0. 30	15, 940 人	54. 9 _{/0}	3, 120 3, 952 4, 160 5, 200	
第5段階	世帯の誰かが市民税課税者であり本人は市民税非課	1. 00	5, 242 人	13. 1%	4 160	
(基準額)	税であって第4段階に該当しないかた	1.00	J, Z42 X	13. 1/0	4, 100	
第6段階	本人が市民税課税者であって合計所得金額が 200 万	1, 25	8, 764 人	21. 9%	5 200	
第0段階	円未満のかた	1. 20	0, 704 人	21.9/0	3, 200	
第7段階	本人が市民税課税者であって合計所得金額が 200 万	1. 50	2, 478 人	6. 2%	6, 240	
为 / 权阻	円以上 400 万円未満のかた	1. 00	2,470 人	0.2/0	0, 240	
第8段階	本人が市民税課税者であって合計所得金額が 400 万	1. 65	509 人	1.3%	6, 864	
かり採門	円以上 600 万円未満のかた	1.00	303 X	1. 3/0	0, 004	
第9段階	本人が市民税課税者であって合計所得金額が 600 万	1. 80	545 人	1.4%	7, 488	
おり权陥	円以上のかた	1.00	J4J 入	1. 4 /0	7, 400	

注1:保険料収納率は96.64%を見込む。